

3 文科科第 8 4 1 号
令和 4 年 3 月 3 1 日

各 国 立 大 学 法 人 学 長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長 殿

文 部 科 学 省 科 学 技 術 ・ 学 術 政 策 局 長
千 原 由 幸

特定新事業開拓投資事業，外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果
活用支援事業の実施に関する指針等の一部改正等について（通知）

このたび，別紙 1 のとおり「特定新事業開拓投資事業，外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針（平成 26 年 3 月 31 日文部科学省・経済産業省告示第 4 号）」（以下「本指針」という。）を改正し，令和 4 年 4 月 1 日から施行することとなりました。

併せて，別紙 2 のとおり「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資に関する認可基準（平成 16 年 3 月 31 日文部科学大臣決定）」（以下「平成 16 年大臣決定」という。）についても改正し，同様に令和 4 年 4 月 1 日から施行するとともに，これに伴い「指定国立大学法人の国立大学法人法第三十四条の五における出資にかかる文部科学大臣の認可基準（平成 30 年 3 月 31 日文部科学大臣決定）」（以下「平成 30 年大臣決定」という。）については廃止することとします。

ついては，これらの改正等の内容や留意事項等について，以下の通り周知いたします。

記

1. 改正の要旨

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）は，産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 19 条第 1 項の規定により，特定研究成果活用支援事業計画の認定を受けたベンチャーキャピタル及びファンド（認定特定研究成果活用支援事業者。以下「VC 等」という。）に対し，出資を行うことが可能であり，経済産業大臣及び文部科学大臣は，VC 等が作成した特定研究成果活用支援事業計画が，本指針に照らして適切なものである場合に，これを認定するものとされています。

しかしながら，本指針の規定は，平成 24 年度の一般会計補正予算により政府から配分された出資金（以下「政府出資金」という。）を原資として特定研究成果活

用支援事業を実施することを想定した規制となっているため、国立大学法人等が自己収入を原資として実施する場合においては過度な規制となっていました。

そのため、すべての国立大学法人等が、国立大学等発ベンチャー企業等を支援するVC等への出資により研究成果の社会実装の加速化に取り組みやすくなるよう、本指針から、政府出資金を原資とする出資であるために置かれている規定を削除する等の改正を行うものです。

2. 改正の概要

(1) 本指針の改正の概要

- ・VC等に対し、特定研究成果活用事業者（国立大学等発ベンチャー企業等）に対する支援の実施状況等について国との意見交換を密接に行う体制を求める規定の削除【三（1）（iv）（ホ）、三（2）（iv）（ホ）関係】
- ・認定特定研究成果活用支援事業者たる株式会社がファンドの無限責任組合員として業務を執行するものであることを求める規定の削除【三（2）（i）関係】
- ・新たに認定を受けるファンドが、既に認定を受けたファンドよりも、事業全体に係る民間出融資の割合を高くすることを求める規定の削除【三（4）関係】
- ・VC等に対し、民業補完に徹するとともに、民間事業者等から出融資等の資金供給を可能な限り多く確保することとする規定の削除（ただし、出資財源に政府出資金を充てる場合には、当該要件を満たすことが必要である旨を別途規定）【三（7）関係】
- ・VC等に対し、情報公開を一般に行うとともに、認定特定研究成果活用支援事業者に出資する国立大学法人等や民間事業者等に必要な説明を行うことにより、その事業の透明性を確保することを求める規定の削除【三（13）関係】
- ・新たにファンドの認定を受ける場合に、新たな認定に係る申請の日から6か月以降は、既に認定を受けていたファンドによる新たな資金供給（新規投資）を行わないことが見込まれることを求める規定の削除【三（17）関係】
- ・関係国立大学法人等に対し、特定研究成果活用支援事業の実施にあたり必要な要件を満たす委員会の設置を求める規定の削除【三（19）関係】

(2) 平成16年大臣決定の改正の概要

- ・国立大学法人等が認定特定研究成果活用支援事業者に対する出資を行う場合について、当該国立大学法人等に資金運用管理規程の規定や及び資金運用管理委員会の設置を求める規定の新設【新設第一条三ニ関係】
- ・指定国立大学法人が指定国立大学研究成果活用事業者（指定国立大学発ベンチャー企業等）に対して出資を行う場合について、出資の相手方となる事業者の無限責任社員とならないことを求める旨の規定を新設【第一条三ニ関係】

- ・指定国立大学法人が指定国立大学研究成果活用事業者に対して出資を行う場合について、原則として事業年度終了後三月以内に文部科学大臣への報告を求めるとともに、文部科学大臣から必要な資料を求められた場合に提出することとする旨の規定を新設【新設第四条関係】
- ・本指針から削除された規定について、政府出資金を原資とする場合に限り、本認可基準において同内容を規定【第一条一チ，同条二ロ，同条三ホ】
- ・出資の相手方が指定国立大学研究成果活用支援事業者である場合に、第一条の認可を受けた指定国立大学法人が実施状況を報告する際の報告書様式の追加

(3) 平成 30 年大臣決定の廃止

- ・令和 3 年の国立大学法人法改正（令和 3 年法律第 41 号）（参考資料「国立大学法人法の一部を改正する法律の概要」）により、全ての国立大学法人等が研究成果活用事業者（大学等の研究成果を活用したコンサルティング，研修・講習等を実施する事業者）に対する出資を行うことが可能になったことを踏まえ，関係規定を平成 16 年大臣決定に統合し，平成 30 年大臣決定を廃止

3. 留意事項

- (1) 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 22 条第 2 項及び第 29 条第 2 項に規定する出資の認可を希望する場合は，従来お願いしておおり，必要な申請書等を電子ファイル（PDF 以外の形式）により申請願います。
- (2) 今般改正した規定の理解に資するため，参考資料（「国立大学法人等のファンドへの出資に係る告示等の改正について」及び「国立大学法人等から VC 又はファンドへの出資に関する Q&A」）を添付しますので，ご参照ください。

【本件に関する問い合わせ先】

科学技術・学術政策局

産業連携・地域振興課 産学連携推進室
企画調査係

電話：03-5253-4111（内線 4075）

E-mail：utt-kikaku@mext.go.jp

「特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針」新旧対照表

改正後	改正前
<p>一・二 [略]</p> <p>三 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(i)～(iii) [略]</p> <p>(iv) [略]</p> <p>(i)～(ii) [略]</p> <p>(ホ) 特定研究成果活用支援事業が国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用と当該国立大学法人等における研究の進展に資するものであることに鑑み、特定研究成果活用事業者に対する支援の実施状況等について、<u>当該国立大学法人等</u>との間で意見交換を密接に行う体制</p> <p>(v) [略]</p> <p>(i) [略]</p> <p>(ロ) 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。(ii)(二)及び(2)(v)(ロ)において同じ。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しないもの</p> <p>(vi) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>(i)</u> 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員たる法人（以下「業務執行法人」という。）の役員及び支援・投資委員会（支援の対象となる特定研究成果活用事業者及び当該支援の内容を決定する合議制の機関をいう。(iii)(i)及び(ロ)において同じ。）の構成員が、特定研究成果活用支援事業の実施に関し、必要な知識、能力及び実績を有する者であること。</p> <p><u>(ii)</u> [略]</p>	<p>一・二 [略]</p> <p>三 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(i)～(iii) [略]</p> <p>(iv) [略]</p> <p>(i)～(ii) [略]</p> <p>(ホ) 特定研究成果活用支援事業が国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用と当該国立大学法人等における研究の進展に資するものであることに鑑み、特定研究成果活用事業者に対する支援の実施状況等について、<u>国及び当該国立大学法人等</u>との間で意見交換を密接に行う体制</p> <p>(v) [略]</p> <p>(i) [略]</p> <p>(ロ) 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。(ii)(二)及び(2)(iv)(ロ)において同じ。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しないもの</p> <p>(vi) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p><u>(i)</u> 認定特定研究成果活用支援事業者たる株式会社が無限責任組合員として業務を執行するものであること。</p> <p><u>(ii)</u> 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員たる法人（以下「業務執行法人」という。）の役員及び支援・投資委員会（支援の対象となる特定研究成果活用事業者及び当該支援の内容を決定する合議制の機関をいう。(iv)(i)及び(ロ)において同じ。）の構成員が、特定研究成果活用支援事業の実施に関し、必要な知識、能力及び実績を有する者であること。</p> <p><u>(iii)</u> [略]</p>

(iii) [略]

(イ) 支援・投資委員会（その構成員の三分の二以上が関係国立大学法人等役職員以外の者であり、かつ、その構成員に(ii)に規定する社外取締役が一人以上含まれているものに限る。）

(ロ)～(ニ) [略]

(ホ) 特定研究成果活用支援事業が国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用と当該国立大学法人等における研究の進展に資するものであることに鑑み、特定研究成果活用事業者に対する支援の実施状況等について、当該国立大学法人等との間で意見交換を密接に行う体制

(iv) [略]

(v) [略]

(vi) [略]

(3) [略]

[削る]

(iv) [略]

(イ) 支援・投資委員会（その構成員の三分の二以上が関係国立大学法人等役職員以外の者であり、かつ、その構成員に(iii)に規定する社外取締役が一人以上含まれているものに限る。）

(ロ)～(ニ) [略]

(ホ) 特定研究成果活用支援事業が国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用と当該国立大学法人等における研究の進展に資するものであることに鑑み、特定研究成果活用事業者に対する支援の実施状況等について、国及び当該国立大学法人等との間で意見交換を密接に行う体制

(v) [略]

(vi) [略]

(vii) [略]

(3) [略]

(4) 当該計画に基づき実施される特定研究成果活用支援事業全体について、特定研究成果活用支援事業者と協調して、民間事業者等からの出融資による資金供給（以下「民間出融資」という。）が行われるものであるとともに、支援の対象となる個別の特定研究成果活用事業についても、特定研究成果活用支援事業者と協調して民間出融資が行われるものであること（創業者（法第二条第二十項に規定する創業者をいう。）が実施する特定研究成果活用事業その他特別の事情により民間出融資が行われることが困難であると認められる特定研究成果活用事業を支援の対象とする場合を除く。）。なお、認定特定研究成果活用支援事業者が新たに特定研究成果活用支援事業計画の認定を受ける場合にあつては、当該計画に基づき実施される特定研究成果活用支援事業全体に係る民間出融資の割合が、既に認定を受けている特定研究成果活用支援事業計画に基づき実施される特定研究成果活用支援事業全体に係る民間出融資の割合を超えると見込まれること（新たに認定を受けようとする特定研究成果活用支援事業計画の支援の対象となる特定研究成果活用事業が既に認定を受けている特定研究成果活用支援事業計画の支援の対象となる特定研究成果活用事業計画の支援の対象となる特定研究成果活用事業以

(4) 特定研究成果活用支援事業において特定研究成果活用事業者に対して行われる資金供給の総額に占める関係国立大学法人等に係る特定研究成果活用事業者に対して行われる資金供給の額の割合が、当該認定特定研究成果活用支援事業全体において、関係国立大学法人等による出資及び民間事業者等からの出融資による資金供給の総額に占める当該関係国立大学法人等による出資の額の割合以上であること。

(5) [略]

(6) 類似の民間事業者等の活動を不当に妨げることがないように配慮し、民間事業者等のみでは十分な実施が困難な特定研究成果活用事業に対し、率先して支援を行うものであること。

(7) 関係国立大学法人等による出資の財源として国立大学法人法第七条第二項に基づき政府から国立大学法人等に出資された資金を充てることが見込まれ、かつ、特定研究成果活用支援事業者が法人である場合又は認定特定研究成果活用支援事業者たる法人が無限責任組合員として業務を執行する投資事業有限責任組合である場合にあつては、民業補完に徹するとともに、民間事業者等から出融資等の資金供給を可能な限り多く確保するものであること。

(8)～(12) [略]

[削る]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

[削る]

外である場合又は景気の変動その他特別の事情により民間出融資の割合を高めることが困難であると認められる場合を除く。)

(5) 特定研究成果活用支援事業において特定研究成果活用事業者に対して行われる資金供給の総額に占める関係国立大学法人等に係る特定研究成果活用事業者に対して行われる資金供給の額の割合が、当該認定特定研究成果活用支援事業全体において、関係国立大学法人等による出資及び民間出融資の総額に占める当該関係国立大学法人等による出資の額の割合以上であること。

(6) [略]

(7) 類似の民間事業者等の活動を不当に妨げることがないように配慮し、民業補完に徹するとともに、民間事業者等のみでは十分な実施が困難な特定研究成果活用事業に対し、民間事業者等から出融資等の資金供給を可能な限り多く確保しながら、率先して支援を行うものであること。

[新規]

(8)～(12) [略]

(13) 個人及び特定研究成果活用事業者に関する情報の適正な取扱いに留意しつつ情報公開を一般に行うとともに、特定研究成果活用支援事業者に出資する国立大学法人等や民間事業者等に必要の説明を行うことにより、その事業の透明性を確保するものであること。

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) 認定特定研究成果活用支援事業者が新たに特定研究成果活用支援事業計画の認定を受ける場合にあつては、当該認定に係る申請の日

(16) [略]
[削る]

四 [略]

から六月以降は既に認定を受けている特定研究成果活用支援事業計画に基づく特定研究成果活用事業者に対する新たな資金供給を行わないことが見込まれること（当該計画に基づき既に資金供給を行っている特定研究成果活用事業者に対して追加で資金供給を行う場合を除く。）その他既に認定を受けている特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業に基づく資金供給が円滑かつ確実に実施されると認められること。

(18) [略]

(19) 関係国立大学法人等に次に掲げる要件を満たす委員会が設置されていること。

- (i) 委員会は、当該関係国立大学法人等役職員以外の者であつて、特定研究成果活用支援事業の実施に必要な知識、能力及び実績を有する者により構成されていること。
- (ii) 委員会は、当該関係国立大学法人等の求めに応じ、次に掲げる事項について必要な助言を行うこと。
 - (イ) 特定研究成果活用支援事業の実施体制
 - (ロ) 特定研究成果活用支援事業の実施方針
 - (ハ) 特定研究成果活用支援事業の実施状況

四 [略]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(令和4年4月1日施行予定)

文部科学省・経済産業省告示第四号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十六条第一項の規定に基づき、特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十六年三月三十一日

文部科学大臣 下村 博文
経済産業大臣 茂木 敏充

特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針

一 特定新事業開拓投資事業の実施方法に関する事項その他特定新事業開拓投資事業に関する重要事項

イ 経済産業大臣が産業競争力強化法（以下「法」という。）第十六条第三項の規定により認定を行うに当たっては、特定新事業開拓投資事業計画に係る特定新事業開拓投資事業が事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の新たな事業の成長発展を図るものであって、当該計画の申請を行った投資事業有限責任組合が次のいずれにも該当することを認定の要件とする。

- (1) 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が、当該特定新事業開拓投資事業の実施に関し必要な能力及び実績を有する者であること。
- (2) 当該投資事業有限責任組合が、当該特定新事業開拓投資事業及びこれに附帯する事業のみを行うものであること。
- (3) 当該投資事業有限責任組合が、特定新事業開拓投資事業計画の実施期間の終了に伴い解散することとしていること。
- (4) 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が法人である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の組合契約書に、投資担当者（当該法人の役員又は使用人であって、当該投資事業有限責任組合の投資事業を主として行う者をいう。）の氏名及び当該投資担当者の変更に係る適切な手続を記載していること。
- (5) 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員の有する出資口数が、当該投資事業有限責任組合の出資口数の総数の一%以上であること。
- (6) 当該投資事業有限責任組合の内部収益率の目標が十五%以上であること。
- (7) 当該投資事業有限責任組合の組合員が当該投資事業有限責任組合に対し出資している金額及び当該投資事業有限責任組合に対し出資することを約している金額の総額が十億円以上であること。
- (8) 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないこと。
 - (i) 精神の機能の障害により無限責任組合員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - (ii) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に

- 取り扱われている者
- (iii) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。以下同じ。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - (iv) 法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - (v) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この(v)において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - (vi) 認定特定新事業開拓投資事業組合が法第十七条第二項又は第三項の規定により認定を取り消された時において当該認定特定新事業開拓投資事業組合の無限責任組合員であった者であって、その取消しの日から五年を経過しないもの
 - (vii) 法人であって、その役員のうち(i)から(vi)までのいずれかに該当する者があるもの
 - (viii) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (9) 当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員が次のいずれにも該当しないこと。
- (i) 暴力団員等
 - (ii) 法人であって、その役員のうち(i)に該当する者があるもの
 - (iii) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
 - (iv) 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が個人である場合にあっては、当該個人と法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第四条第一項に規定する特殊の関係のある個人
 - (v) 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が法人である場合にあっては、当該法人の株主等（株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者をいい、その法人が自己の株式又は出資を有する場合のその法人を除く。以下この(v)において同じ。）のグループ（その法人の一の株主等及び当該株主等と法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十号に規定する特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この(v)において同じ。）が、当該法人の発行済株式又は出資（その法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の二分の一を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合の当該株主等のグループに属する者
 - (vi) 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員、(iv)に掲げる個人及び(v)に掲げる者が他の法人を支配している場合（法人税法施行令第四条第三項各号に掲げる場合をいう。この場合において、同項各号中「他の会社」とあるのは、「他の法人」と読み替えるものとする。）における当該他の法人
 - (vii) 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合若しくは

有限責任事業組合又は外国の法令に基づいて設立された団体であってこれらの組合に類似するもの

ロ 特定新事業開拓投資事業を実施しようとする投資事業有限責任組合は、経済産業大臣の認定を受けて特定新事業開拓投資事業を行うに当たっては、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家（その有する有価証券（法人税法施行令第百十九条の二第二項に規定するその他有価証券に該当する株式又は出資に限る。）の帳簿価額が二十億円以上のものに限る。）から二億円以上の出資を受けるよう努めるものとする。

二 外部経営資源活用促進投資事業の実施方法に関する事項その他外部経営資源活用促進投資事業に関する重要事項

イ 経済産業大臣が法第十七条の二第三項の規定により認定を行うに当たっては、外部経営資源活用促進投資事業計画が次のいずれにも該当することを要件とする。

(1) 当該計画に基づき外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者（投資事業有限責任組合を含む。）が投資事業有限責任組合契約によって成立させようとする投資事業有限責任組合（当該者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合。以下(2)及び(3)において同じ。）が次のいずれにも該当するものであること。

(i) 当該投資事業有限責任組合の投資担当者（当該投資事業有限責任組合の投資事業を主として行う者をいう。以下同じ。）が、外部経営資源活用促進投資事業の実施に関し必要な能力及び実績を有する者であること。

(ii) 当該投資事業有限責任組合の組合契約書に、投資担当者の氏名及び当該投資担当者の変更に係る適切な手続を記載していること。

(iii) 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員及び投資担当者が次のいずれにも該当しないこと。

(イ) 精神の機能の障害により無限責任組合員及び投資担当者の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(ロ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

(ハ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(ニ) 法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(ホ) 暴力団員等

(ヘ) 認定外部経営資源活用促進投資事業者が法第十七条の三第二項又は第三項の規定により認定を取り消された時において、次のいずれかに該当する者であった者であって、その取消しの日から五年を経過しない者

① 当該認定外部経営資源活用促進投資事業者

- ② 当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が法人である場合、その役員
 - ③ 当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が成立させた投資事業有限責任事業組合の、投資担当者
 - ④ 当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任事業組合である場合、その無限責任組合員（無限責任組合員が法人である場合、その法人の役員）及び投資担当者
- (ト) 法人であって、その役員のうち(イ)から(へ)までのいずれかに該当する者がある者
- (チ) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (iv) 当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員が次のいずれにも該当しないこと。
- (イ) 暴力団員等
 - (ロ) 法人であって、その役員のうち(イ)に該当する者がある者
 - (ハ) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (2) 当該計画に基づき、外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合契約によって成立させようとする投資事業有限責任組合が外部経営資源活用促進投資事業を行うことで、当該投資事業有限責任組合から投資を受けた国外の事業者と我が国の事業者において、高い生産性の実現又は国内外における新たな需要の開拓が行われること等、新たな付加価値を創出することにつながり、ひいては我が国産業の競争力強化に寄与することが見込まれるものであること。
- (3) 当該計画に基づき、外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合契約によって成立させようとする投資事業有限責任組合の投資担当者が、投資先の事業者に対して経営又は技術の指導を行うこと。
- (4) 当該計画に基づく外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合契約によって成立させようとする投資事業有限責任組合による外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券（投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第三号に規定する指定有価証券をいう。）若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するもの（以下「株式等」という。）の取得及び保有が、純投資目的に該当するもの（事業者の競争力の強化を図るための投資ではなく、専ら次のいずれかを目的とするような投資をいう。）ではないこと。
- (i) 株式等の短期的な売買によって利益を受けること。
 - (ii) 専らデリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。）を行っている投資先の事業者から、デリバティブ取引による利益を得ること。
 - (iii) 投資先の事業者不動産を賃貸し、その投資先の事業者が更にその不動産を賃貸している場合であって、その投資先の事業者から賃貸料を受けること。
 - (iv) 投資先の事業者動産をリースし、その投資先の事業者が更にその動産をリースしている場合であって、その投資先の事業者からリース料を受けること。

ロ 法第十七条の四第一項の経済産業大臣の確認にあつては、確認を受けようとする個別の投資が、当該認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われることを満たすかを考慮するものとする。

三 特定研究成果活用支援事業の実施方法に関する事項その他特定研究成果活用支援事業に関する重要事項

文部科学大臣及び経済産業大臣が法第十九条第三項の規定により認定を行うに当たっては、特定研究成果活用支援事業計画が次のいずれにも該当することを要件とする。

(1) 当該計画に基づき特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者（以下「特定研究成果活用支援事業者」という。）が法人である場合にあっては、当該法人が次のいずれにも該当するものであること。

(i) 株式会社であること。

(ii) 当該法人の役員（取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。(iii)を除き、以下同じ。)及び(iv)(イ)に規定する合議制の機関の構成員が、特定研究成果活用支援事業の実施に関し、必要な知識、能力及び実績を有する者であること。

(iii) 役員のうち一人以上が関係国立大学法人等役職員（特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助その他の連携協力体制を当該法人との間で構築することが見込まれる国立大学法人等（以下「関係国立大学法人等」という。）の役員（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第十条又は第二十四条に規定する役員をいう。）又は職員その他これに類する者をいう。以下同じ。）以外の者である社外取締役（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十五号に規定する社外取締役をいう。以下同じ。）であること。

(iv) 特定研究成果活用事業者（国立大学法人等における技術に関する研究成果を、その事業活動において活用する者をいう。以下同じ。）に対する支援（その事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援をいう。以下同じ。）の実施に当たり、次に掲げる体制の整備に係る措置がとられていること。

(イ) 支援の対象となる特定研究成果活用事業者及び当該支援の内容を審査する合議制の機関（その構成員の三分の二以上が関係国立大学法人等役職員以外の者であり、かつ、その構成員に(iii)に規定する社外取締役が一人以上含まれているものに限る。）

(ロ) 役員及び(イ)に規定する合議制の機関の構成員による職務の執行を監査する独立性及び専門性を有する機関

(ハ) 技術に関する研究成果に通じ事業を見極める機能と事業性を判断する機能を備えた体制

(ニ) 類似の民間事業者の慣行を踏まえ、その役員若しくは使用人の賞与等を支援の

対象となる特定研究成果活用事業者の業績と連動させること又は当該役員若しくは使用人の報酬等の水準を適切に設定すること等、当該法人の役員及び使用人が責任をもって業務を行うことができる執行体制

- (ホ) 特定研究成果活用支援事業が国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用と当該国立大学法人等における研究の進展に資するものであることに鑑み、特定研究成果活用事業者に対する支援の実施状況等について、当該国立大学法人等との間で意見交換を密接に行う体制
- (v) 当該法人が次のいずれにも該当しないこと。
 - (イ) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの
 - (ロ) 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。(vi)(ニ)及び(2)(v)(ロ)において同じ。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しないもの
- (vi) 当該法人の役員が次のいずれにも該当しないこと。
 - (イ) 精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - (ロ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - (ハ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - (ニ) 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - (ホ) 暴力団員等
 - (ヘ) 認定特定研究成果活用支援事業者が法第二十条第二項又は第三項の規定により認定を取り消された時において当該認定特定研究成果活用支援事業者の役員又はその無限責任組員たる法人の役員であった者であって、その取消しの日から五年を経過しないもの
- (2) 特定研究成果活用支援事業者が投資事業有限責任組合である場合にあつては、当該投資事業有限責任組合が次のいずれにも該当するものであること。
 - (i) 当該投資事業有限責任組合の無限責任組員たる法人（以下「業務執行法人」という。）の役員及び支援・投資委員会（支援の対象となる特定研究成果活用事業者及び当該支援の内容を決定する合議制の機関をいう。(iii)(イ)及び(ロ)において同じ。）の構成員が、特定研究成果活用支援事業の実施に関し、必要な知識、能力及び実績を有する者であること。
 - (ii) 業務執行法人の役員のうち一人以上が関係国立大学法人等役職員以外の者である社外取締役であること。
 - (iii) 特定研究成果活用事業者に対する支援の実施に当たり、業務執行法人において次

に掲げる体制の整備に係る措置がとられていること。

- (イ) 支援・投資委員会（その構成員の三分の二以上が関係国立大学法人等役職員以外の者であり、かつ、その構成員に(ii)に規定する社外取締役が一人以上含まれているものに限る。）
 - (ロ) 役員及び支援・投資委員会の構成員による職務の執行を監査する独立性及び専門性を有する機関
 - (ハ) 技術に関する研究成果に通じ事業を見極める機能と事業性を判断する機能を備えた体制
 - (ニ) 類似の民間事業者の慣行を踏まえ、その役員若しくは使用人の賞与等を支援の対象となる特定研究成果活用事業者の業績と連動させること又は当該役員若しくは使用人の報酬等の水準を適切に設定すること等、当該法人の役員及び使用人が責任をもって業務を行うことができる執行体制
 - (ホ) 特定研究成果活用支援事業が国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用と当該国立大学法人等における研究の進展に資するものであることに鑑み、特定研究成果活用事業者に対する支援の実施状況等について、当該国立大学法人等との間で意見交換を密接に行う体制
 - (iv) 当該投資事業有限責任組合の組合契約書に、支援担当者（業務執行法人の役員又は使用人であって、当該投資事業有限責任組合における支援を主として行う者をいう。）の氏名及び当該支援担当者の変更に係る適切な手続を記載していること。
 - (v) 業務執行法人が次のいずれにも該当しないこと。
 - (イ) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの
 - (ロ) 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しないもの
 - (ハ) その役員のうち(1)(vi)(イ)から(へ)までのうちいずれかに該当する者があるもの
 - (vi) 当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員が次のいずれにも該当しないこと。
 - (イ) 暴力団員等
 - (ロ) 法人でその役員のうち(イ)に該当する者があるもの
 - (ハ) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- (3) 当該計画に基づき実施される特定研究成果活用支援事業において支援の対象とする事業活動が、次に掲げる要件を満たすものであること。
- (i) 我が国の学術研究の更なる発展に寄与するものであること。
 - (ii) 国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用と当該国立大学法人等における学術研究の進展に資するものであること。
 - (iii) 国民経済における生産性の向上その他の社会的ニーズへ対応したものであり、かつ、新たな付加価値が創出されることが期待されるものであること。
 - (iv) 当該計画の期間内に、特定研究成果活用支援事業者が保有する特定研究成果活用

事業者の株式等の処分その他による資金の回収が可能となる蓋然性が高いと見込まれるものであること。

- (4) 特定研究成果活用支援事業において特定研究成果活用事業者に対して行われる資金供給の総額に占める関係国立大学法人等に係る特定研究成果活用事業者に対して行われる資金供給の額の割合が、当該認定特定研究成果活用支援事業全体において、関係国立大学法人等による出資及び民間事業者等からの出融資による資金供給の総額に占める当該関係国立大学法人等による出資の額の割合以上であること。
- (5) 政策目的を踏まえ、適切な分散投資を行うものであること。
- (6) 類似の民間事業者等の活動を不当に妨げることがないよう配慮し、民間事業者等のみでは十分な実施が困難な特定研究成果活用事業に対し、率先して支援を行うものであること。
- (7) 関係国立大学法人等による出資の財源として国立大学法人法第七条第二項に基づき政府から国立大学法人等に出資された資金を充てることが見込まれ、かつ、特定研究成果活用支援事業者が法人である場合又は認定特定研究成果活用支援事業者たる法人が無限責任組合員として業務を執行する投資事業有限責任組合である場合にあっては、民業補完に徹するとともに、民間事業者等から出融資等の資金供給を可能な限り多く確保するものであること。
- (8) 特定研究成果活用事業者に対する支援の計画を株式の処分の適切な時期等を含めて十分検討するとともに、支援の実施の決定後にあっては、積極的な経営又は技術の指導を実施することにより、当該特定研究成果活用事業者の事業の成長と収益性の向上を図るものであること。
- (9) 特定研究成果活用事業者に対する支援を主として直接行う（特定研究成果活用支援事業者が法人である場合にあっては、当該法人が業務執行法人である特定研究成果活用支援事業者たる投資事業有限責任組合を通じて支援を実施する場合を含む。）ものであること。
- (10) 他の投資事業有限責任組合（特定研究成果活用支援事業者が法人である場合において、当該法人が業務執行法人である特定研究成果活用支援事業者たる投資事業有限責任組合を除く。）に出資する場合にあっては、当該投資事業有限責任組合が政策目的を踏まえて適切な投資を行うことを契約等により担保するとともに、必要があると認めるときは説明を求めること等により適切にフォローアップを行うものであること。
- (11) 当該計画の期間における支援を通じて、保有する株式等の処分等を行うことによって得られる総収入額が総支出額を上回るように、財務諸表等の指標に基づく基準を設定し、これを継続的に把握すること等により、支援を行う特定研究成果活用事業者の事業活動について、事業年度ごとにその進捗状況や収益性を適切に評価するものであること。
- (12) 特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助その他の連携が国立大学法人等その他の関係者との適切な役割分担の下で行われるものであること。
- (13) 新しく起業する事業者に支援を行うことができる人材を将来にわたって育成する

ものであること。

(14) 研究者の自主性や国立大学法人等の主体性を尊重するとともに、国立大学法人等が行う教育や学術研究に支障を来すことのないものであること。

(15) 中小企業者に対して不当な差別的取扱いをしないものであること。

(16) 特定研究成果活用支援事業以外の事業を実施する場合にあっては、当該事業の実施が特定研究成果活用支援事業の実施に影響を与えないように留意するとともに、特定研究成果活用支援事業に係る取引と特定研究成果活用支援事業以外の事業に係る取引に関する経理を区分する等、特定研究成果活用支援事業に係る経理を明確化すること。

四 備考

イ この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

ロ 一イ(6)に規定する内部収益率の計算方法は次のとおりとする。

(略)

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針第一号イの規定は、産業競争力強化法第二条第六項に規定する投資事業有限責任組合が平成二十九年四月一日以後に受ける同法第十七条第一項に規定する特定新事業開拓投資事業計画に係る同項の認定及び当該特定新事業開拓投資事業計画に係る同法第十八条第一項の規定による変更の認定について適用し、同法第二条第六項に規定する投資事業有限責任組合が同日前に受けた同法第十七条第一項に規定する特定新事業開拓投資事業計画に係る同項の認定及び当該認定を受けた日以後に受ける当該特定新事業開拓投資事業計画に係る同法第十八条第一項の規定による変更の認定については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年七月九日)から施行する。

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針第一号イの規定は、産業競争力強化法第二条第六項に規定する投資事業有限責任組合がこの告示の施行の日以後に受ける同法第十六条第一項に規定する特定新事業開拓投資事業計画に係る同項の認定及び当該特定新事業開拓投資事業計画に係る同法第十七条第一項の規定による変更の認定について適用し、同法第二条第六項に規定する投資事業有限責任組合が同日前に受けた同法第十六条第一項に規定する特定新事業開拓投資事業計画に係る同項の認定及び当該認定を受けた日以後に受ける当該特定新事業開拓投資事業計画に係る同法第十七条第一項の規定による変更の認定については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、令和元年十二月十四日から施行する。

附 則

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。

附 則

（施行期日）

第一条 この告示は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針第三号の規定は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第七項に規定する特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者がこの告示の施行の日以後に受ける同法第十九条第一項に規定する特定研究成果活用支援事業計画に係る同項の認定及び当該特定研究成果活用支援事業計画に係る同法第二十条第一項の規定による変更の認定について適用し、同法第二条第七項に規定する特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者が同日前に受けた同法第十九条第一項に規定する特定研究成果活用支援事業計画に係る同項の認定及び当該認定を受けた日以後に受ける当該特定研究成果活用支援事業計画に係る同法第二十条第一項の規定による変更の認定については、なお従前の例による。

○国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資に関する認可基準（文部科学大臣決定）

新旧対照表

(以下、傍線部分は改正箇所。)

改 正 案	現 行
<p>国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号。以下「法」という。）<u>第二十二條第二項、第二十九條第二項及び第三十四條の五第二項並びに</u>国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）第二条の規定を実施するため、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資（<u>法第三十四條の四第一項に規定される指定国立大学法人（以下「指定国立大学法人」という。）の法第三十四條の五における出資を含む。</u>）に関する認可基準及び認可申請書の様式等を次のように定める。</p>	<p>国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号。以下「法」という。）<u>第二十二條第二項及び第二十九條第二項並びに</u>国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）第二条の規定を実施するため、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資に関する認可基準及び認可申請書の様式等を次のように定める。</p>
<p>第一条 文部科学大臣は、<u>法第二十二條第二項、第二十九條第二項及び第三十四條の五第二項の認可</u>に係る申請の内容が次に掲げる事項に該当すると総合的に見て判断される場合に限り、これを認可するものとする。</p>	<p>第一条 文部科学大臣は、<u>法第二十二條第二項及び第二十九條第二項の認可</u>に係る申請の内容が次に掲げる事項に該当すると総合的に見て判断される場合に限り、これを認可するものとする。</p>
<p>一 出資の相手方に関すること。</p>	<p>一 出資の相手方に関すること。</p>
<p>イ 出資の相手方が次に掲げる者のいずれかに該当すること。</p>	<p>イ 出資の相手方が次に掲げる者のいずれかに該当すること。</p>
<p>(1) 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号。以下「令」という。）<u>第三条第二項第一号又は第二号</u>に規定する事業（以下「成果活用促進事業」という。）を行う者であって、出資を行おうとする国立大学法人又は大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）と連携関係のあるもの（以下「成果活用促進事業者」という。）であること。</p>	<p>(1) 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号。以下「令」という。）<u>第三条第一号又は第二号</u>に規定する事業（以下「成果活用促進事業」という。）を行う者であって、出資を行おうとする国立大学法人又は大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）と連携関係のあるもの（以下「成果活用促進事業者」という。）であること。</p>
<p>(2) <u>令第三条第二項第三号に規定する事業を行う者（以下「承認 TLO」という。）</u>であって、出資を行おうとする国立大学法人等と提携関係のあるものであること又は産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十九条第一項の規定に基づき、認定を受けた特定研究成果活用支援事業計画に従</p>	<p>(2) <u>大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第一項の規定に基づく承認を受けた者（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。以下「承認 TLO」という。）</u>であって、出資を行おうとする国立大学法人等と提携関係</p>

改正案	現行
<p>って特定研究成果活用支援事業を実施する者（同法第二十条第一項の変更の認定を受けた者を含む。以下「認定特定研究成果活用支援事業者」という。）であって、出資を行おうとする国立大学法人等と連携関係のあるものであること。</p> <p><u>(3) 法第二十二條第一項第六号に規定する事業（以下「教育研究施設管理等事業」という。）を行う者であって、出資を行おうとする国立大学法人等と連携関係のあるもの（以下「教育研究施設管理等事業者」という。）であること。</u></p> <p><u>(4) 令第三条第一項第一号又は第二号に規定する事業（以下「研究成果活用事業」という。）を行う者であって、出資を行おうとする国立大学法人等と連携関係のあるもの（以下「研究成果活用事業者」という。）であること。</u></p> <p><u>(5) 法第三十四条の五第一項に規定する事業（以下「指定国立大学研究成果活用事業」という。）を行う者であって、出資を行おうとする指定国立大学法人と連携関係のあるもの（以下「指定国立大学研究成果活用事業者」という。）であること。</u></p> <p>ロ <u>出資の相手方が成果活用促進事業者、教育研究施設管理等事業者、研究成果活用事業者又は指定国立大学研究成果活用事業者（以下「成果活用促進事業者等」という。）である場合は、当該事業者が、株式会社、有限会社、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、学校法人その他の法人（日本国内に住所又は居所を有する外国法人を含む。）のいずれかであり、次に掲げる要件を満たすこと。</u></p> <p>(1) 当該事業者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(i) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に指定する暴力団員（以下</p>	<p>のあるものであること又は産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十九条第一項の規定に基づき、認定を受けた特定研究成果活用支援事業計画に従って特定研究成果活用支援事業を実施する者（同法第二十条第一項の変更の認定を受けた者を含む。以下「認定特定研究成果活用支援事業者」という。）であって、出資を行おうとする国立大学法人等と連携関係のあるものであること。</p> <p>ロ <u>出資を受けようとする成果活用促進事業者が、株式会社、有限会社、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、学校法人その他の法人（日本国内に住所又は居所を有する外国法人を含む。）のいずれかであり、次に掲げる要件を満たすこと。</u></p> <p>(1) 当該事業者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(i) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に指定する暴力団員（以下</p>

改正案	現 行
<p>この(i)において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配する者</p> <p>(ii) 法若しくは金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。以下同じ。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>(2) 当該事業者の役員が次のいずれにも該当しないこと</p> <p>(i) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者</p> <p>(ii) 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。以下同じ。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>(iii) 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>(iv) 暴力団員等</p> <p>ハ 出資の相手方が<u>成果活用促進事業者等</u>である場合は、<u>成果活用促進事業、教育研究施設管理等事業、研究成果活用事業又は指定国立大学研究成果活用事業</u>(以下「<u>成果活用促進事業等</u>」という。)の実施に係る次に掲げる要件を満たし、当該事業を適切に実施することが認められること。</p> <p>(1) <u>成果活用促進事業者等</u>の要件に関する事項</p> <p>成果活用促進事業者等は、本事業の趣旨に沿った運営を図ることができること。</p>	<p>この(i)において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配する者</p> <p>(ii) 法若しくは金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。以下同じ。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>(2) 当該事業者の役員が次のいずれにも該当しないこと</p> <p>(i) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者</p> <p>(ii) 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。以下同じ。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>(iii) 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>(iv) 暴力団員等</p> <p>ハ 出資の相手方が<u>成果活用促進事業者</u>である場合は、<u>成果活用促進事業</u>の実施に係る次に掲げる要件を満たし、当該事業を適切に実施することが認められること。</p> <p>(1) <u>成果活用促進事業者</u>の要件に関する事項</p> <p>成果活用促進事業者は、本事業の趣旨に沿った運営を図ることができること。</p>

改正案	現行
<p>(2) <u>成果活用促進事業等</u>の内容及び実施方法に関する事項</p> <p>(i) <u>成果活用促進事業等</u>に必要とされる業務内容</p> <p><u>成果活用促進事業者等は成果活用促進事業等を自らにおいて行うか、又は当該事業の一部を適確かつ円滑に実施することができる委託先に委託すること等により、責任をもって遂行すること。</u></p> <p>(ii) 経営方針の策定及び中長期的事業計画の作成</p> <p><u>成果活用促進事業者等は、基本的な経営方針を策定するとともに、将来にわたって当該事業を存続させることを前提として、当該事業の実施に関する中長期的な事業計画を作成すること。</u></p> <p>(iii) 適切な人材の確保</p> <p><u>成果活用促進事業者等は、事業を適切かつ確実に遂行するため、業務全体の内容を責任を持って監督し得る能力を有する常勤の役職員を一名以上確保すること。また、実施する業務に関し豊富な知識や十分な能力がある者を配置するよう努めること。</u></p> <p>(iv) その他</p> <p><u>成果活用促進事業等以外の事業を同一の主体が併せて営む場合は、成果活用促進事業等に係る取引とそれ以外の事業に係る取引に関する経理を区分するなど成果活用促進事業等に係る経理を明確化すること。</u></p> <p>(3) 国立大学等における学術研究の特性その他<u>成果活用促進事業等</u>の実施に際し配慮すべき事項</p> <p>(i) 国立大学等における学術研究の特性等への配慮</p>	<p>(2) <u>成果活用促進事業</u>の内容及び実施方法に関する事項</p> <p>(i) <u>成果活用促進事業</u>に必要とされる業務内容</p> <p><u>成果活用促進事業者は令第三条第一号又は第二号に掲げる事業のいずれかを自らにおいて行うか、又は当該事業の一部を適確かつ円滑に実施することができる委託先に委託すること等により、責任をもって遂行すること。</u></p> <p>(ii) 経営方針の策定及び中長期的事業計画の作成</p> <p><u>成果活用促進事業者は、基本的な経営方針を策定するとともに、将来にわたって当該事業を存続させることを前提として、当該事業の実施に関する中長期的な事業計画を作成すること。</u></p> <p>(iii) 適切な人材の確保</p> <p><u>成果活用促進事業者は、事業を適切かつ確実に遂行するため、業務全体の内容を責任を持って監督し得る能力を有する常勤の役職員を一名以上確保すること。また、特許等に関する知識が豊富な者や、技術のマーケティング及びライセンス活動の能力があると考えられる者を配置するよう努めること。</u></p> <p>(iv) その他</p> <p><u>成果活用促進事業以外の事業を同一の主体が併せて営む場合は、成果活用促進事業に係る取引とそれ以外の事業に係る取引に関する経理を区分するなど成果活用促進事業に係る経理を明確化すること。</u></p> <p>(3) 国立大学等における学術研究の特性その他<u>成果活用促進事業</u>の実施に際し配慮すべき事項</p> <p>(i) 国立大学等における学術研究の特性等への配慮</p>

改正案	現行
<p><u>成果活用促進事業者等</u>は、常に、国立大学又は大学共同利用機関（以下「国立大学等」という。）の主体性や<u>研究者等</u>の自主性を尊重するとともに、国立大学等が行う教育や学術研究に支障を来すことのないよう十分に配慮すること。</p> <p>(ii) 民間事業者等への配慮</p> <p><u>成果活用促進事業者等</u>は、本事業が国立大学等における研究活動の成果を効率的に社会に還元するものであることに鑑み、<u>成果活用促進事業等</u>と類似の事業を行う者の活動を不当に妨げることがないよう配慮すること。</p> <p>加えて、研究成果の活用に関する情報の提供及び実施許諾等に際し、中小企業者に対して不当な差別的取り扱いをすることのないよう配慮すること。</p> <p>ニ 出資の相手方が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類を出資を行おうとする国立大学法人等に提出していること。</p> <p>(1) 出資の相手方が<u>成果活用促進事業者等</u>である場合</p> <p>第三条第一号から第三号までに掲げる書類</p> <p>(2) 出資の相手方が承認 TL0 である場合</p> <p>(i) 認可申請書を提出する日における定款その他の基本約款</p> <p>(ii) 認可申請書を提出する日の属する会計年度の直近の会計年度に係る貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類</p> <p>(iii) 当該出資に係る株式の発行を決定した取締役会議事録又は持分の取得の承認若しくは出資の引受をする権利の取得の決議をした社員総会議事録</p> <p>(iv) 出資の相手方となる承認 TL0 が設立中であるか、又は設立後一年を経過していない場合には、特定大学技術移転事業の実施に関する計画承認実施要綱（平成</p>	<p><u>成果活用促進事業者</u>は、常に、国立大学又は大学共同利用機関（以下「国立大学等」という。）の主体性や<u>教員</u>の自主性を尊重するとともに、国立大学等が行う教育や学術研究に支障を来すことのないよう十分に配慮すること。</p> <p>(ii) 民間事業者等への配慮</p> <p><u>成果活用促進事業者</u>は、本事業が国立大学等における研究活動の成果を効率的に社会に還元するものであることに鑑み、<u>成果活用促進事業</u>と類似の事業を行う者の活動を不当に妨げることがないよう配慮すること。</p> <p>加えて、研究成果の活用に関する情報の提供及び実施許諾等に際し、中小企業者に対して不当な差別的取り扱いをすることのないよう配慮すること。</p> <p>ニ 出資の相手方が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類を出資を行おうとする国立大学法人等に提出していること。</p> <p>(1) 出資の相手方が<u>成果活用促進事業者</u>である場合</p> <p>第三条第一号から第三号までに掲げる書類</p> <p>(2) 出資の相手方が承認 TL0 である場合</p> <p>(i) 認可申請書を提出する日における定款その他の基本約款</p> <p>(ii) 認可申請書を提出する日の属する会計年度の直近の会計年度に係る貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類</p> <p>(iii) 当該出資に係る株式の発行を決定した取締役会議事録又は持分の取得の承認若しくは出資の引受をする権利の取得の決議をした社員総会議事録</p> <p>(iv) 出資の相手方となる承認 TL0 が設立中であるか、又は設立後一年を経過していない場合には、特定大学技術移転事業の実施に関する計画承認実施要綱（平成</p>

改正案	現行
<p>十四年文部科学省・経済産業省告示第十四号) 様式第一別表三(特定大学技術移転事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法)に従って作成した書類</p> <p>(3) 出資の相手方が認定特定研究成果活用支援事業者である場合</p> <p>(i) 認可申請書を提出する日における定款その他の基本約款(出資先が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の組合契約書)又はこれに準ずるもの</p> <p>(ii) 認可申請書を提出する日の属する会計年度の直近の会計年度に係る貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類</p> <p>(iii) 当該出資に係る株式の発行を決定した取締役会議事録</p> <p>(iv) (i)から(iii)までに掲げるもののほか、特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令(平成二十六年文部科学省・経済産業省令第四号)第二条第一項及び第二項の規定に基づき文部科学大臣及び経済産業大臣に提出した書類</p> <p>ホ 出資の相手方が、出資を行おうとする年度の前年度までの出資の相手方の累積損益が黒字であるか、又は赤字である場合には次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 三年間程度のうちに損益の状況が相当程度改善することが見込まれること。</p> <p>(2) 特定大学技術移転事業又は特定研究成果活用支援事業の充実・拡大が具体的に見込まれること。</p> <p>(3) 出資が赤字補填の目的ではなく、かつ、(1)又は(2)に準ずる特段の事由があること。</p> <p>ヘ 出資の相手方が、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)第五条</p>	<p>十四年文部科学省・経済産業省告示第十四号) 様式第一別表三(特定大学技術移転事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法)に従って作成した書類</p> <p>(3) 出資の相手方が認定特定研究成果活用支援事業者である場合</p> <p>(i) 認可申請書を提出する日における定款その他の基本約款(出資先が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の組合契約書)又はこれに準ずるもの</p> <p>(ii) 認可申請書を提出する日の属する会計年度の直近の会計年度に係る貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類</p> <p>(iii) 当該出資に係る株式の発行を決定した取締役会議事録</p> <p>(iv) (i)から(iii)までに掲げるもののほか、特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令(平成二十六年文部科学省・経済産業省令第四号)第二条第一項及び第二項の規定に基づき文部科学大臣及び経済産業大臣に提出した書類</p> <p>ホ 出資の相手方が、出資を行おうとする年度の前年度までの出資の相手方の累積損益が黒字であるか、又は赤字である場合には次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 三年間程度のうちに損益の状況が相当程度改善することが見込まれること。</p> <p>(2) 特定大学技術移転事業又は特定研究成果活用支援事業の充実・拡大が具体的に見込まれること。</p> <p>(3) 出資が赤字補填の目的ではなく、かつ、(1)又は(2)に準ずる特段の事由があること。</p> <p>ヘ 出資の相手方が、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第五条第二項により承認を取り消</p>

改正案	現 行
<p>第二項により承認を取り消されるおそれがないこと又は産業競争力強化法第二十条第二項又は第三項により認定を取り消されるおそれがないこと（出資の相手方が<u>成果活用促進事業者等</u>である場合を除く。）。</p> <p>ト 出資の相手方が、支払不能や債務超過による破産、会社更生、民事再生等の手続き開始のおそれがなく、かつ、銀行取引停止処分を受けていないこと。</p> <p>チ 出資の相手方が、認定特定研究成果活用支援事業者である株式会社（以下「<u>認定法人</u>」という。）であって、<u>出資の財源が国立大学法人法第七条第二項に基づき政府から国立大学法人等に出資された資金（以下「<u>政府出資金</u>」という。）である場合</u>にあつては、国立大学法人等が当該株式会社の議決権の総数の三分の二以上の数の議決権を保有すること。</p> <p>リ 出資の相手方が、認定特定研究成果活用支援事業者である投資事業有限責任組合（以下「<u>認定組合</u>」という。）であって、<u>出資の財源が政府出資金である場合</u>にあつては、<u>認定法人が無限責任組合員として業務を執行するものに限ること。</u></p>	<p>されるおそれがないこと又は産業競争力強化法第二十条第二項又は第三項により認定を取り消されるおそれがないこと（出資の相手方が<u>成果活用促進事業者</u>である場合を除く。）。</p> <p>ト 出資の相手方が、支払不能や債務超過による破産、会社更生、民事再生等の手続き開始のおそれがなく、かつ、銀行取引停止処分を受けていないこと。</p> <p>チ 出資の相手方が、認定特定研究成果活用支援事業者である株式会社である場合にあつては、<u>国立大学法人等が当該株式会社の議決権の総数の三分の二以上の数の議決権を保有すること。</u></p> <p>リ 出資の相手方が、認定特定研究成果活用支援事業者である投資事業有限責任組合である場合にあつては、<u>認定特定研究成果活用支援事業者である株式会社が無限責任組合員として業務を執行するものに限ること。</u></p>
<p><u>二 出資の財源に関すること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>イ 出資の財源及び出資額について、次に掲げる事項を満たしていること。</u></p> <p><u>(1) 出資の財源として運営費交付金相当額を充てていないこと。</u></p> <p><u>(2) 出資額が、当該国立大学法人等の自己収入総額から運営費交付金の算定の対象となる自己収入相当額を控除し、法第三十五条の規定により読み替えて準用される独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十四条第二項の繰越欠損金があるときはその金額を減じた額、同条第三項の剰余金があるときはその金額を加えた額の範囲</u></p>	

改正案	現 行
<p>内であること。ただし、<u>政府出資金を財源とする出資を行う場合においては、この範囲を超える額とすることを妨げるものではない。</u></p> <p>ロ <u>出資の相手方が認定特定研究成果活用支援事業者であって、出資の財源が政府出資金である場合にあっては、次に掲げる事項を満たしていること。</u></p> <p>(1) <u>認定組合が実施する特定研究成果活用支援事業全体について、認定組合と協調して民間事業者等からの出融資による資金供給（以下「民間出融資」という。）が行われるものであるとともに、支援の対象となる個別の特定研究成果活用事業についても、認定組合と協調して民間出融資が行われるものであること（創業者（産業競争力強化法第二条第二十九項に規定する創業者をいう。）が実施する特定研究成果活用事業その他特別の事情により民間出融資が行われることが困難であると認められる特定研究成果活用事業を支援の対象とする場合を除く。）。</u></p> <p>(2) <u>既に政府出資金を財源として出資した認定組合（以下「既政府出資認定組合」という。）がある場合にあっては、新たに出資しようとする認定組合が実施する特定研究成果活用支援事業全体に係る民間出融資の割合が、既政府出資認定組合が実施する特定研究成果活用支援事業全体に係る民間出融資の割合を超えると見込まれること（新たに出資しようとする認定組合が実施する特定研究成果活用支援事業の支援の対象が既政府出資認定組合が実施する特定研究成果活用支援事業の支援の対象と異なる場合又は景気の変動その他特別の事情により民間出融資の割合を高めることが困難であると認められる場合を除く。）。</u></p> <p>(3) <u>認定法人又は認定法人が無限責任組合</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>員として業務を執行する認定組合が実施する特定研究成果活用支援事業については、類似の民間事業者等の活動を不当に妨げることがないように配慮し、民業補完に徹するとともに、民間事業者等のみでは十分な実施が困難な特定研究成果活用事業に対し、民間事業者等から出融資等の資金供給を可能な限り多く確保しながら、率先して支援を行うものであること。</u></p> <p><u>(4) 既政府出資認定組合がある場合であって、新たに当該既政府出資認定組合以外の認定組合に対する出資を行うに当たっては、当該認定組合が認定を受けた日から六月以降は既政府出資認定組合から特定研究成果活用事業者に対する新たな資金供給を行わないことが見込まれること（既政府出資認定組合が既に資金供給を行っている特定研究成果活用事業者に対して追加で資金供給を行う場合を除く。）その他既政府出資認定組合が実施する特定研究成果活用支援事業に基づく資金供給が円滑かつ確実に実施されると認められること。</u></p> <p><u>(5) 認定法人又は認定組合の無限責任組合員たる法人は、個人及び特定研究成果活用事業者に関する情報の適正な取扱いに留意しつつ情報公開を一般に行うとともに、認定特定研究成果活用支援事業者に出資する国立大学法人等や民間事業者等に必要な説明を行うことにより、その事業の透明性を確保するものであること。</u></p> <p>三 出資を行おうとする国立大学法人等に関する こと。 (削除)</p>	<p>二 出資を行おうとする国立大学法人等に関する こと。</p> <p><u>イ 出資の財源及び出資額について、次に掲げる事項（出資の相手先が成果活用促進事業者又は承認 TLO である場合は(3)に掲げる事項を除く。）を満たしていること。</u></p> <p><u>(1) 出資の財源として運営費交付金相当額</u></p>

改 正 案	現 行
<p>イ 出資に当たって、役員会の議を経る他経営協議会の審議を経ていること。その際には、役員会及び経営協議会それぞれの議事録が作成され、出資に関する議事の内容が明瞭に記載されていること。</p> <p>ロ 役員会及び経営協議会等の国立大学法人等の所要の経手を経る際に、出資の相手方となる成果活用促進事業者等、承認 TLO 又は認定特定研究成果活用支援事業者の関係者が当該役員会又は経営協議会等の意思決定において主導的役割を果さないようにする等の配慮がなされていること。</p> <p>ハ 国立大学法人等が他の個人や企業等から寄附を受けて出資を行おうとする場合には、国立大学法人等の所要の経手を経る際に、寄附を行う個人や企業等の関係者が当該役員会又は経営協議会等の意思決定において主導的役割を果たさないようにする等の配慮がなされていること。</p> <p>ニ 国立大学法人等が認定特定研究成果活用支援事業者に対する出資を行うに当たっては、国立大学法人等において出資事業に係る</p>	<p><u>を充てていないこと。</u></p> <p>(2) <u>出資額が、当該国立大学法人等の自己収入総額から運営費交付金の算定の対象となる自己収入相当額を控除し、法第三十五条の規定により読み替えて準用される独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第四十四条第二項の繰越欠損金があるときはその金額を減じた額、同条第三項の剰余金があるときはその金額を加えた額の範囲内であること。</u></p> <p>(3) <u>平成二十四年度一般会計補正予算(第一号)による政府出資金を受けている大学にあつては、当該出資金を充てていること。なお、当該出資金を財源とする出資を行う場合においては、(2)の範囲を超える額とすることを妨げるものではない。</u></p> <p>ロ 出資に当たって、役員会の議を経る他経営協議会の審議を経ていること。その際には、役員会及び経営協議会それぞれの議事録が作成され、出資に関する議事の内容が明瞭に記載されていること。</p> <p>ハ 役員会及び経営協議会等の国立大学法人等の所要の経手を経る際に、出資の相手方となる成果活用促進事業者、承認 TLO 又は認定特定研究成果活用支援事業者の関係者が当該役員会又は経営協議会等の意思決定において主導的役割を果さないようにする等の配慮がなされていること。</p> <p>ニ 国立大学法人等が他の個人や企業等から寄附を受けて出資を行おうとする場合には、国立大学法人等の所要の経手を経る際に、寄附を行う個人や企業等の関係者が当該役員会又は経営協議会等の意思決定において主導的役割を果たさないようにする等の配慮がなされていること。</p> <p>ホ 国立大学法人等が認定特定研究成果活用支援事業者に対する出資を行うに当たっては、国立大学法人等において出資事業に係る</p>

改正案	現 行
<p>部局の間で適切な役割分担がなされた上で、<u>次に掲げる全学的な体制が構築されていること（当該国立大学法人等が指定国立大学法人である場合を除く。）。</u></p> <p><u>(1) 次に掲げる事項を記載した資金運用管理規程を定めていること。</u></p> <p><u>(i) 資金運用管理にあたっての基本方針</u></p> <p><u>(イ) 運用の目的</u></p> <p><u>(ロ) 運用の目標</u></p> <p><u>(ハ) 運用の範囲</u></p> <p><u>(ニ) 運用の方法</u></p> <p><u>(ii) 委託運用</u></p> <p><u>(イ) 受託者責任</u></p> <p><u>(ロ) ガイドラインの提示と遵守</u></p> <p><u>(ハ) 運用の対象</u></p> <p><u>(ニ) 運用状況の報告</u></p> <p><u>(iii) 運用管理体制等</u></p> <p><u>(イ) 運用の評価</u></p> <p><u>(ロ) 資金運用管理委員会</u></p> <p><u>(ハ) 資金の運用</u></p> <p><u>(ニ) 運用報告</u></p> <p><u>(ホ) 見直し</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる事項を満たした資金運用管理委員会を設置していること。</u></p> <p><u>(i) 五人以上の委員からなり、うち一人以上は業務として二年以上の資金運用の実務経験者とする。</u></p> <p><u>(ii) 委員のうち、二人以上は、学外委員とすること。また、学外委員のうち一人以上は、当該国立大学法人等の同窓会の会員又は当該国立大学法人等に対して寄附を行った者とする。</u></p> <p><u>(iii) 四半期に一度以上開催すること。</u></p> <p><u>(3) 資金運用を担当する役員及び複数名の職員が配置される見込みであること。また、資金運用を担当する役員及び職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な規則を定めること。</u></p>	<p>部局の間で適切な役割分担がなされた上で、<u>全学的な体制が構築されているとともに、外部有識者の助言を得つつ、当該事業者による特定研究成果活用支援事業の実施状況を定期的に把握し評価する体制が構築されていること。</u></p>

改正案	現行
<p>(4) <u>半期に一度、資金運用管理委員会の実施状況、運用実績等について国立大学法人等において判断する適切な方法により公開すること。</u></p> <p>(5) <u>会計監査人及び監事の監査を受けること。</u></p> <p>ホ <u>国立大学法人等が認定特定研究成果活用支援事業者に対する出資を行うに当たって、出資の財源が政府出資金である場合にあっては、次に掲げる要件を満たす委員会が設置されていること。</u></p> <p>(1) <u>委員会は、当該国立大学法人等の役員以外の者であって、特定研究成果活用支援事業の実施に必要な知識、能力及び実績を有する者により構成されていること。</u></p> <p>(2) <u>委員会は、当該国立大学法人等の求めに応じ、特定研究成果活用支援事業の実施体制、実施方針及び実施状況について必要な助言を行うこと。</u></p> <p>ヘ <u>国立大学法人等が指定国立大学研究成果活用事業者に対して出資を行う場合は、当該国立大学法人等は出資の相手方となる事業者の無限責任社員とならないこと。</u></p>	
<p>四 出資に係る給付及び取得株式の価額等に関すること。</p> <p>イ 出資に係る給付が知的財産等の現物出資である場合は、その評価額が市場における取引価格等に照らして合理的な範囲内のものであること。</p> <p>ロ 国立大学法人等が出資によって取得する株式の評価額が、市場における取引価格等に照らして合理的な範囲内のものであること。</p> <p>ハ 出資に係る給付及び取得株式の対価関係が、合理的な範囲内のものであること。</p> <p>ニ 国立大学法人等が出資によって取得する株式が議決権制限株式や劣後株等である場合は、合理的な理由に基づくものであること。</p>	<p>三 出資に係る給付及び取得株式の価額等に関すること。</p> <p>イ 出資に係る給付が知的財産等の現物出資である場合は、その評価額が市場における取引価格等に照らして合理的な範囲内のものであること。</p> <p>ロ 国立大学法人等が出資によって取得する株式の評価額が、市場における取引価格等に照らして合理的な範囲内のものであること。</p> <p>ハ 出資に係る給付及び取得株式の対価関係が、合理的な範囲内のものであること。</p> <p>ニ 国立大学法人等が出資によって取得する株式が議決権制限株式や劣後株等である場合は、合理的な理由に基づくものであること。</p>

改正案	現行
<p>ホ 国立大学法人等が認定特定研究成果活用支援事業者に対して出資する場合における出資額については、当該事業者に係る特定研究成果活用支援事業計画等に鑑み、適切な規模のものであること。</p>	<p>ホ 国立大学法人等が認定特定研究成果活用支援事業者に対して出資する場合における出資額については、当該事業者に係る特定研究成果活用支援事業計画等に鑑み、適切な規模のものであること。</p>
<p>第二条 国立大学法人法施行規則第二条<u>第一項及び第四項</u>に規定する申請書の様式は<u>別記様式第一</u>のとおりとする。</p>	<p>第二条 国立大学法人法施行規則第二条<u>第一項</u>に規定する申請書の様式は<u>別記様式</u>のとおりとする。</p>
<p>第三条 前条の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p>	<p>第三条 前条の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p>
<p>一 出資の相手方が株式会社である場合は、当該出資に係る株式の発行を決定した際の当該決定に係る取締役会議事録、特例有限会社である場合には、国立大学法人等の当該出資に係る持分の取得を承認した際又は当該出資の引受をする権利の取得を決議した際の当該承認又は決議に係る社員総会議事録、その他の法人である場合にはこれらに準ずる書類</p>	<p>一 出資の相手方が株式会社である場合は、当該出資に係る株式の発行を決定した際の当該決定に係る取締役会議事録、特例有限会社である場合には、国立大学法人等の当該出資に係る持分の取得を承認した際又は当該出資の引受をする権利の取得を決議した際の当該承認又は決議に係る社員総会議事録、その他の法人である場合にはこれらに準ずる書類</p>
<p>二 当該出資に係る国立大学法人等の役員会及び経営協議会の議事録</p>	<p>二 当該出資に係る国立大学法人等の役員会及び経営協議会の議事録</p>
<p>三 出資の相手方が<u>成果活用促進事業者等</u>である場合は、申請者である国立大学法人等(ホにおいて「申請者」という。)が出資を行おうとする<u>成果活用促進事業者等</u>(これらを設立しようとする者である場合を含む。)(以下「出資先法人」という。)に関する<u>次に掲げる書類(ハからリまでに掲げる書類については、出資の相手方が成果活用促進事業者である場合に限る。)</u></p>	<p>三 出資の相手方が<u>成果活用促進事業者</u>である場合は、申請者である国立大学法人等(ホにおいて「申請者」という。)が出資を行おうとする<u>成果活用促進事業者</u>(これらを設立しようとする者である場合を含む。)(以下「出資先法人」という。)に関する<u>次に掲げる書類</u></p>
<p>イ 出資の相手方となる<u>成果活用促進事業等</u>を実施する者の認可申請書を提出する日における定款その他の基本約款(成果活用促進事業等を実施する者が設立中の場合は、定款その他の基本約款の案)</p>	<p>イ 出資の相手方となる<u>成果活用促進事業</u>を実施する者の認可申請書を提出する日における定款その他の基本約款(成果活用促進事業を実施する者が設立中の場合は、定款その他の基本約款の案)</p>
<p>ロ 出資の相手方となる<u>成果活用促進事業等</u>を実施する者が設立後一年以上を経過している場合にあっては、出資の相手方となる<u>成果活</u></p>	<p>ロ 出資の相手方となる<u>成果活用促進事業</u>を実施する者が設立後一年以上を経過している場合にあっては、出資の相手方となる<u>成果活用</u></p>

改正案	現行
<p>用促進事業等を実施する者の認可申請書を提出する日の属する会計年度の直近の会計年度に係る貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類</p> <p>ハ 出資先法人の役員（出資先法人を設立しようとする者である場合にあつては、出資先法人の役員になろうとする者）が成果活用促進事業の実施に必要な知識、能力及び実績を有することを証する書類</p> <p>ニ 出資先法人が成果活用促進事業を円滑かつ確実に実施することができる体制を有することを証する書類</p> <p>ホ 出資先法人に対する成果活用促進事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助が見込まれることその他の当該法人と申請者との間の連携協力体制を説明する書類</p> <p>ヘ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める書類</p> <p>(1) 出資先法人が成果活用促進事業を実施するに当たり法令上行政機関の許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。）を必要とする場合 当該許認可等があつたこと又はこれを受けることができることを証する書類</p> <p>(2) 出資先法人が成果活用促進事業を実施するに当たり法令上行政機関に届出（行政手続法第二条第七号に規定する届出をいう。）をしなければならない場合 当該届出をしたこと又はこれをするることができることを証する書類</p> <p>ト 出資先法人が実施する成果活用促進事業の収益の目標を定める書類</p> <p>チ 出資先法人が支援を行う対象となる民間事業者及び当該支援の内容を決定するに当たって従うべき基準を定める書類</p> <p>リ 出資先法人が成果活用促進事業を実施するに当たり必要な資金の使途及び調達方法につ</p>	<p>促進事業を実施する者の認可申請書を提出する日の属する会計年度の直近の会計年度に係る貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類</p> <p>ハ 出資先法人の役員（出資先法人を設立しようとする者である場合にあつては、出資先法人の役員になろうとする者）が成果活用促進事業の実施に必要な知識、能力及び実績を有することを証する書類</p> <p>ニ 出資先法人が成果活用促進事業を円滑かつ確実に実施することができる体制を有することを証する書類</p> <p>ホ 出資先法人に対する成果活用促進事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助が見込まれることその他の当該法人と申請者との間の連携協力体制を説明する書類</p> <p>ヘ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める書類</p> <p>(1) 出資先法人が成果活用促進事業を実施するに当たり法令上行政機関の許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。）を必要とする場合 当該許認可等があつたこと又はこれを受けることができることを証する書類</p> <p>(2) 出資先法人が成果活用促進事業を実施するに当たり法令上行政機関に届出（行政手続法第二条第七号に規定する届出をいう。）をしなければならない場合 当該届出をしたこと又はこれをするることができることを証する書類</p> <p>ト 出資先法人が実施する成果活用促進事業の収益の目標を定める書類</p> <p>チ 出資先法人が支援を行う対象となる民間事業者及び当該支援の内容を決定するに当たって従うべき基準を定める書類</p> <p>リ 出資先法人が成果活用促進事業を実施するに当たり必要な資金の使途及び調達方法につ</p>

改正案	現行
<p>いての内訳を記載した書類</p> <p>ヌ 出資先法人が次のいずれにも該当しないことを証する書類</p> <p>(1) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>(2) 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ル 出資先法人の役員が次のいずれにも該当しないことを証する書類</p> <p>(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>(3) 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>(4) 暴力団員等</p> <p>ヲ 第一条第一号ハ(2)(ii)に定める出資の相手方となる<u>成果活用促進事業者等</u>が策定する基本的な経営方針及び中長期的事業計画</p> <p>ワ <u>第一条第二号ロ(1)、(2)及び(4)に定める事項が確認できる書類</u></p> <p>カ <u>第一条第三号ホに定める事項が確認できる書類</u></p> <p>ヨ 別表1に定める<u>成果活用促進事業者等</u>の要件を記載した書類</p> <p>タ 別表2に定める<u>成果活用促進事業等</u>の内容及び実施方法を記載した書類</p> <p>レ 別表3に定める<u>成果活用促進事業等</u>の実施に必要な資金の額及びその調達方法を記載した書類</p>	<p>いての内訳を記載した書類</p> <p>ヌ 出資先法人が次のいずれにも該当しないことを証する書類</p> <p>(1) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>(2) 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ル 出資先法人の役員が次のいずれにも該当しないことを証する書類</p> <p>(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>(3) 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>(4) 暴力団員等</p> <p>ヲ 第一条第一号ハ(2)(ii)に定める出資の相手方となる<u>成果活用事業促進事業者</u>が策定する基本的な経営方針及び中長期的事業計画</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ワ 別表1に定める<u>成果活用促進事業者</u>の要件を記載した書類</p> <p>カ 別表2に定める<u>成果活用促進事業</u>の内容及び実施方法を記載した書類</p> <p>ヨ 別表3に定める<u>成果活用促進事業</u>の実施に必要な資金の額及びその調達方法を記載した書類</p>

改 正 案	現 行
<p><u>第四条 出資の相手方が指定国立大学研究成果活用事業者である場合は、第一条の認可を受けた指定国立大学法人は、当該認可に係る出資の相手方の各事業年度における指定国立大学研究成果活用事業の実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、文部科学大臣に別記様式第二により報告をしなければならない。</u></p> <p><u>2 出資の相手方が指定国立大学研究成果活用事業者である場合は、第一条の認可を受けた指定国立大学法人は、文部科学大臣から当該出資及び当該出資の相手方の指定国立大学研究成果活用事業の実施に関し必要な資料を求められた場合は、当該資料を提出するものとする。</u></p> <p>附 則 この決定は、平成十六年四月一日から実施する。</p> <p>附 則 この決定は、平成二十六年八月一日から実施する。</p> <p>附 則 この決定は、令和元年七月一日から実施する。</p> <p>附 則 この決定は、令和三年四月一日から実施する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この決定は、令和四年四月一日から実施する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>附 則 この決定は、平成十六年四月一日から実施する。</p> <p>附 則 この決定は、平成二十六年八月一日から実施する。</p> <p>附 則 この決定は、令和元年七月一日から実施する。</p> <p>附 則 この決定は、令和三年四月一日から実施する。</p>

(令和4年4月1日施行予定)

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資に関する認可基準

文部科学大臣決定	平成16年3月31日
改正	平成26年8月1日
改正	令和元年7月1日
改正	令和3年3月31日
改正	令和4年4月1日

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号。以下「法」という。）第二十二條第二項、第二十九條第二項及び第三十四條の五第二項並びに国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）第二條の規定を実施するため、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資（法第三十四條の四第一項に規定される指定国立大学法人（以下「指定国立大学法人」という。）の法第三十四條の五における出資を含む。）に関する認可基準及び認可申請書の様式等を次のように定める。

第一条 文部科学大臣は、法第二十二條第二項、第二十九條第二項及び第三十四條の五第二項の認可に係る申請の内容が次に掲げる事項に該当すると総合的に見て判断される場合に限り、これを認可するものとする。

一 出資の相手方に関すること。

イ 出資の相手方が次に掲げる者のいずれかに該当すること。

- (1) 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号。以下「令」という。）第三条第二項第一号又は第二号に規定する事業（以下「成果活用促進事業」という。）を行う者であつて、出資を行おうとする国立大学法人又は大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）と連携関係のあるもの（以下「成果活用促進事業者」という。）であること。
- (2) 令第三条第二項第三号に規定する事業を行う者（以下「承認 TLO」という。）であつて、出資を行おうとする国立大学法人等と提携関係のあるものであること又は産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十九條第一項の規定に基づき、認定を受けた特定研究成果活用支援事業計画に従つて特定研究成果活用支援事業を実施する者（同法第二十条第一項の変更の認定を受けた者を含む。以下「認定特定研究成果活用支援事業者」という。）であつて、出資を行おうとする国立大学法人等と連携関係のあるものであること。
- (3) 法第二十二條第一項第六号に規定する事業（以下「教育研究施設管理等事業」という。）を行う者であつて、出資を行おうとする国立大学法

人等と連携関係のあるもの（以下「教育研究施設管理等事業者」という。）であること。

(4) 令第三条第一項第一号又は第二号に規定する事業（以下「研究成果活用事業」という。）を行う者であって、出資を行おうとする国立大学法人等と連携関係のあるもの（以下「研究成果活用事業者」という。）であること。

(5) 法第三十四条の五第一項に規定する事業（以下「指定国立大学研究成果活用事業」という。）を行う者であって、出資を行おうとする指定国立大学法人と連携関係のあるもの（以下「指定国立大学研究成果活用事業者」という。）であること。

ロ 出資の相手方が成果活用促進事業者、教育研究施設管理等事業者、研究成果活用事業者又は指定国立大学研究成果活用事業者（以下「成果活用促進事業者等」という。）である場合は、当該事業者が、株式会社、有限会社、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、学校法人その他の法人（日本国内に住所又は居所を有する外国法人を含む。）のいずれかであり、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 当該事業者が次のいずれにも該当しないこと。

(i) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に指定する暴力団員（以下この(i)において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者

(ii) 法若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。以下同じ。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(2) 当該事業者の役員が次のいずれにも該当しないこと

(i) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

(ii) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。以下同じ。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(iii) 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(iv) 暴力団員等

ハ 出資の相手方が成果活用促進事業者等である場合は、成果活用促進事業、教育研究施設管理等事業、研究成果活用事業又は指定国立大学研究成果活用事業（以下「成果活用促進事業等」という。）の実施に係る次に掲げる要件を満たし、当該事業を適切に実施することが認められること。

(1) 成果活用促進事業者等の要件に関する事項

成果活用促進事業者等は、本事業の趣旨に沿った運営を図ることができること。

(2) 成果活用促進事業等の内容及び実施方法に関する事項

(i) 成果活用促進事業等に必要とされる業務内容

成果活用促進事業者等は成果活用促進事業等を自らにおいて行うか、又は当該事業の一部を適確かつ円滑に実施することができる委託先に委託すること等により、責任をもって遂行すること。

(ii) 経営方針の策定及び中長期的事業計画の作成

成果活用促進事業者等は、基本的な経営方針を策定するとともに、将来にわたって当該事業を存続させることを前提として、当該事業の実施に関する中長期的な事業計画を作成すること。

(iii) 適切な人材の確保

成果活用促進事業者等は、事業を適切かつ確実に遂行するため、業務全体の内容を責任を持って監督し得る能力を有する常勤の役職員を一名以上確保すること。また、実施する業務に関し豊富な知識や十分な能力がある者を配置するよう努めること。

(iv) その他

成果活用促進事業等以外の事業を同一の主体が併せて営む場合は、成果活用促進事業等に係る取引とそれ以外の事業に係る取引に関する経理を区分するなど成果活用促進事業等に係る経理を明確化すること。

(3) 国立大学等における学術研究の特性その他成果活用促進事業等の実施に際し配慮すべき事項

(i) 国立大学等における学術研究の特性等への配慮

成果活用促進事業者等は、常に、国立大学又は大学共同利用機関（以下「国立大学等」という。）の主体性や研究者等の自主性を尊重するとともに、国立大学等が行う教育や学術研究に支障を来すことのないよう十分に配慮すること。

(ii) 民間事業者等への配慮

成果活用促進事業者等は、本事業が国立大学等における研究活動の成果を効率的に社会に還元するものであることに鑑み、成果活用促進事業等と類似の事業を行う者の活動を不当に妨げることがないよう配

慮すること。

加えて、研究成果の活用に関する情報の提供及び実施許諾等に際し、中小企業者に対して不当な差別的取り扱いをすることのないよう配慮すること。

ニ 出資の相手方が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類を出資を行おうとする国立大学法人等に提出していること。

- (1) 出資の相手方が成果活用促進事業者等である場合
第三条第一号から第三号までに掲げる書類
- (2) 出資の相手方が承認 TL0 である場合
 - (i) 認可申請書を提出する日における定款その他の基本約款
 - (ii) 認可申請書を提出する日の属する会計年度の直近の会計年度に係る貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類
 - (iii) 当該出資に係る株式の発行を決定した取締役会議事録又は持分の取得の承認若しくは出資の引受をする権利の取得の決議をした社員総会議事録
 - (iv) 出資の相手方となる承認 TL0 が設立中であるか、又は設立後一年を経過していない場合には、特定大学技術移転事業の実施に関する計画承認実施要綱（平成十四年文部科学省・経済産業省告示第十四号）様式第一別表三（特定大学技術移転事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法）に従って作成した書類
- (3) 出資の相手方が認定特定研究成果活用支援事業者である場合
 - (i) 認可申請書を提出する日における定款その他の基本約款（出資先が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の組合契約書）又はこれに準ずるもの
 - (ii) 認可申請書を提出する日の属する会計年度の直近の会計年度に係る貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類
 - (iii) 当該出資に係る株式の発行を決定した取締役会議事録
 - (iv) (i)から(iii)までに掲げるもののほか、特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令（平成二十六年文部科学省・経済産業省令第四号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき文部科学大臣及び経済産業大臣に提出した書類

ホ 出資の相手方が、出資を行おうとする年度の前年度までの出資の相手方の累積損益が黒字であるか、又は赤字である場合には次のいずれかに該当すること。

- (1) 三年間程度のうちに損益の状況が相当程度改善することが見込まれること。

- (2) 特定大学技術移転事業又は特定研究成果活用支援事業の充実・拡大が具体的に見込まれること。
 - (3) 出資が赤字補填の目的ではなく、かつ、(1)又は(2)に準ずる特段の事由があること。
- へ 出資の相手方が、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第五条第二項により承認を取り消されるおそれがないこと又は産業競争力強化法第二十条第二項又は第三項により認定を取り消されるおそれがないこと（出資の相手方が成果活用促進事業者等である場合を除く。）。
- ト 出資の相手方が、支払不能や債務超過による破産、会社更生、民事再生等の手続き開始のおそれがなく、かつ、銀行取引停止処分を受けていないこと。
- チ 出資の相手方が、認定特定研究成果活用支援事業者である株式会社（以下「認定法人」という。）であって、出資の財源が国立大学法人法第七条第二項に基づき政府から国立大学法人等に出資された資金（以下「政府出資金」という。）である場合にあっては、国立大学法人等が当該株式会社の議決権の総数の三分の二以上の数の議決権を保有すること。
- リ 出資の相手方が、認定特定研究成果活用支援事業者である投資事業有限責任組合（以下「認定組合」という。）であって、出資の財源が政府出資金である場合にあっては、認定法人が無限責任組合員として業務を執行するものに限ること。

二 出資の財源に関すること。

- イ 出資の財源及び出資額について、次に掲げる事項を満たしていること。
- (1) 出資の財源として運営費交付金相当額を充てていないこと。
 - (2) 出資額が、当該国立大学法人等の自己収入総額から運営費交付金の算定の対象となる自己収入相当額を控除し、法第三十五条の規定により読み替えて準用される独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十四条第二項の繰越欠損金があるときはその金額を減じた額、同条第三項の剰余金があるときはその金額を加えた額の範囲内であること。ただし、政府出資金を財源とする出資を行う場合においては、この範囲を超える額とすることを妨げるものではない。
- ロ 出資の相手方が認定特定研究成果活用支援事業者であって、出資の財源が政府出資金である場合にあっては、次に掲げる事項を満たしていること。
- (1) 認定組合が実施する特定研究成果活用支援事業全体について、認定組合と協調して民間事業者等からの出融資による資金供給（以下「民間

出融資」という。)が行われるものであるとともに、支援の対象となる個別の特定研究成果活用事業についても、認定組合と協調して民間出融資が行われるものであること(創業者(産業競争力強化法第二条第二十九項に規定する創業者をいう。)が実施する特定研究成果活用事業その他特別の事情により民間出融資が行われることが困難であると認められる特定研究成果活用事業を支援の対象とする場合を除く。)

- (2) 既に政府出資金を財源として出資した認定組合(以下「既政府出資認定組合」という。)がある場合にあつては、新たに出資しようとする認定組合が実施する特定研究成果活用支援事業全体に係る民間出融資の割合が、既政府出資認定組合が実施する特定研究成果活用支援事業全体に係る民間出融資の割合を超えると見込まれること(新たに出資しようとする認定組合が実施する特定研究成果活用支援事業の支援の対象が既政府出資認定組合が実施する特定研究成果活用支援事業の支援の対象と異なる場合又は景気の変動その他特別の事情により民間出融資の割合を高めることが困難であると認められる場合を除く。)
- (3) 認定法人又は認定法人が無限責任組合員として業務を執行する認定組合が実施する特定研究成果活用支援事業については、類似の民間事業者等の活動を不当に妨げることがないように配慮し、民業補完に徹するとともに、民間事業者等のみでは十分な実施が困難な特定研究成果活用事業に対し、民間事業者等から出融資等の資金供給を可能な限り多く確保しながら、率先して支援を行うものであること。
- (4) 既政府出資認定組合がある場合であつて、新たに当該既政府出資認定組合以外の認定組合に対する出資を行うに当たっては、当該認定組合が認定を受けた日から六月以降は既政府出資認定組合から特定研究成果活用事業者に対する新たな資金供給を行わないことが見込まれること(既政府出資認定組合が既に資金供給を行っている特定研究成果活用事業者に対して追加で資金供給を行う場合を除く。)その他既政府出資認定組合が実施する特定研究成果活用支援事業に基づく資金供給が円滑かつ確実に実施されると認められること。
- (5) 認定法人又は認定組合の無限責任組合員たる法人は、個人及び特定研究成果活用事業者に関する情報の適正な取扱いに留意しつつ情報公開を一般に行うとともに、認定特定研究成果活用支援事業者に出資する国立大学法人等や民間事業者等に必要な説明を行うことにより、その事業の透明性を確保するものであること。

三 出資を行おうとする国立大学法人等に関すること。

- イ 出資に当たって、役員会の議を経る他経営協議会の審議を経ていること。その際には、役員会及び経営協議会それぞれの議事録が作成され、出資に関する議事の内容が明瞭に記載されていること。
- ロ 役員会及び経営協議会等の国立大学法人等の所要の手続を経る際に、出資の相手方となる成果活用促進事業者等、承認 TL0 又は認定特定研究成果活用支援事業者の関係者が当該役員会又は経営協議会等の意思決定において主導的役割を果さないようにする等の配慮がなされていること。
- ハ 国立大学法人等が他の個人や企業等から寄附を受けて出資を行おうとする場合には、国立大学法人等の所要の手続を経る際に、寄附を行う個人や企業等の関係者が当該役員会又は経営協議会等の意思決定において主導的役割を果たさないようにする等の配慮がなされていること。
- ニ 国立大学法人等が認定特定研究成果活用支援事業者に対する出資を行うに当たっては、国立大学法人等において出資事業に関係する部局の間で適切な役割分担がなされた上で、次に掲げる全学的な体制が構築されていること（当該国立大学法人等が指定国立大学法人である場合を除く。）。
 - (1) 次に掲げる事項を記載した資金運用管理規程を定めていること。
 - (i) 資金運用管理にあたっての基本方針
 - (イ) 運用の目的
 - (ロ) 運用の目標
 - (ハ) 運用の範囲
 - (ii) 委託運用
 - (イ) 受託者責任
 - (ロ) ガイドラインの提示と遵守
 - (ハ) 運用の対象
 - (iii) 運用管理体制等
 - (イ) 運用の評価
 - (ロ) 資金運用管理委員会
 - (ハ) 資金の運用
 - (ニ) 運用報告
 - (ホ) 見直し
 - (2) 次に掲げる事項を満たした資金運用管理委員会を設置していること。
 - (i) 五人以上の委員からなり、うち一人以上は業務として二年以上の資金運用の実務経験者とする事。
 - (ii) 委員のうち、二人以上は、学外委員とする事。また、学外委員

のうち一人以上は、当該国立大学法人等の同窓会の会員又は当該国立大学法人等に対して寄附を行った者とする。

(iii) 四半期に一度以上開催すること。

(3) 資金運用を担当する役員及び複数名の職員が配置される見込みであること。また、資金運用を担当する役員及び職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な規則を定めること。

(4) 半期に一度、資金運用管理委員会の実施状況、運用実績等について国立大学法人等において判断する適切な方法により公開すること。

(5) 会計監査人及び監事の監査を受けること。

ホ 国立大学法人等が認定特定研究成果活用支援事業者に対する出資を行うに当たって、出資の財源が政府出資金である場合にあっては、次に掲げる要件を満たす委員会が設置されていること。

(1) 委員会は、当該国立大学法人等の役職員以外の者であって、特定研究成果活用支援事業の実施に必要な知識、能力及び実績を有する者により構成されていること。

(2) 委員会は、当該国立大学法人等の求めに応じ、特定研究成果活用支援事業の実施体制、実施方針及び実施状況について必要な助言を行うこと。

ヘ 国立大学法人等が指定国立大学研究成果活用事業者に対して出資を行う場合は、当該国立大学法人等は出資の相手方となる事業者の無限責任社員とならないこと。

四 出資に係る給付及び取得株式の価額等に関すること。

イ 出資に係る給付が知的財産等の現物出資である場合は、その評価額が市場における取引価格等に照らして合理的な範囲内のものであること。

ロ 国立大学法人等が出資によって取得する株式の評価額が、市場における取引価格等に照らして合理的な範囲内のものであること。

ハ 出資に係る給付及び取得株式の対価関係が、合理的な範囲内のものであること。

ニ 国立大学法人等が出資によって取得する株式が議決権制限株式や劣後株等である場合は、合理的な理由に基づくものであること。

ホ 国立大学法人等が認定特定研究成果活用支援事業者に対して出資する場合における出資額については、当該事業者に係る特定研究成果活用支援事業計画等に鑑み、適切な規模のものであること。

第二条 国立大学法人法施行規則第二条第一項及び第四項に規定する申請書の

様式は別記様式第一のとおりとする。

第三条 前条の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 出資の相手方が株式会社である場合は、当該出資に係る株式の発行を決定した際の当該決定に係る取締役会議事録、特例有限会社である場合には、国立大学法人等の当該出資に係る持分の取得を承認した際又は当該出資の引受をする権利の取得を決議した際の当該承認又は決議に係る社員総会議事録、その他の法人である場合にはこれらに準ずる書類
- 二 当該出資に係る国立大学法人等の役員会及び経営協議会の議事録
- 三 出資の相手方が成果活用促進事業者等である場合は、申請者である国立大学法人等（ホにおいて「申請者」という。）が出資を行おうとする成果活用促進事業者等（これらを設立しようとする者である場合を含む。）（以下「出資先法人」という。）に関する次に掲げる書類（ハからリまでに掲げる書類については、出資の相手方が成果活用促進事業者である場合に限る。）
 - イ 出資の相手方となる成果活用促進事業等を実施する者の認可申請書を提出する日における定款その他の基本約款（成果活用促進事業等を実施する者が設立中の場合は、定款その他の基本約款の案）
 - ロ 出資の相手方となる成果活用促進事業等を実施する者が設立後一年以上を経過している場合にあつては、出資の相手方となる成果活用促進事業等を実施する者の認可申請書を提出する日の属する会計年度の直近の会計年度に係る貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類
 - ハ 出資先法人の役員（出資先法人を設立しようとする者である場合にあつては、出資先法人の役員になろうとする者）が成果活用促進事業の実施に必要な知識、能力及び実績を有することを証する書類
 - ニ 出資先法人が成果活用促進事業を円滑かつ確実に実施することができる体制を有することを証する書類
 - ホ 出資先法人に対する成果活用促進事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助が見込まれることその他の当該法人と申請者との間の連携協力体制を説明する書類
- へ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める書類
 - (1) 出資先法人が成果活用促進事業を実施するに当たり法令上行政機関の許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。）を必要とする場合 当該許認可等があつたこと又はこれを受けることができることを証する書類
 - (2) 出資先法人が成果活用促進事業を実施するに当たり法令上行政機関

に届出（行政手続法第二条第七号に規定する届出をいう。）をしなければならない場合 当該届出をしたこと又はこれを行うことができることを証する書類

- ト 出資先法人が実施する成果活用促進事業の収益の目標を定める書類
- チ 出資先法人が支援を行う対象となる民間事業者及び当該支援の内容を決定するに当たって従うべき基準を定める書類
- リ 出資先法人が成果活用促進事業を実施するに当たり必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類
- ヌ 出資先法人が次のいずれにも該当しないことを証する書類
 - (1) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
 - (2) 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ル 出資先法人の役員が次のいずれにも該当しないことを証する書類
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - (3) 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - (4) 暴力団員等
- ヲ 第一条第一号ハ(2)(ii)に定める出資の相手方となる成果活用促進事業者等が策定する基本的な経営方針及び中長期的事業計画
- ワ 第一条第二号ロ(1)、(2)及び(4)に定める事項が確認できる書類
- カ 第一条第三号ホに定める事項が確認できる書類
- ヨ 別表1に定める成果活用促進事業者等の要件を記載した書類
- タ 別表2に定める成果活用促進事業等の内容及び実施方法を記載した書類
- レ 別表3に定める成果活用促進事業等の実施に必要な資金の額及びその調達方法を記載した書類

第四条 出資の相手方が指定国立大学研究成果活用事業者である場合は、第一条の認可を受けた指定国立大学法人は、当該認可に係る出資の相手方の各事業年度における指定国立大学研究成果活用事業の実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、文部科学大臣に別記様式第二により報

告をしなければならない。

- 2 出資の相手方が指定国立大学研究成果活用事業者である場合は、第一条の認可を受けた指定国立大学法人は、文部科学大臣から当該出資及び当該出資の相手方の指定国立大学研究成果活用事業の実施に関し必要な資料を求められた場合は、当該資料を提出するものとする。

附 則

この決定は、平成十六年四月一日から実施する。

附 則

この決定は、平成二十六年八月一日から実施する。

附 則

この決定は、令和元年七月一日から実施する。

附 則

この決定は、令和三年四月一日から実施する。

附 則

この決定は、令和四年四月一日から実施する。

出資に係る認可申請書

年 月 日

文部科学大臣 氏名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

国立大学法人法 $\left(\begin{array}{l} \text{第 2 2 条第 2 項} \\ \text{第 2 9 条第 2 項} \\ \text{第 3 4 条の 5 第 2 項} \end{array} \right)$ の規定に基づき、下記の計画について
認可を受けたいので、申請します。

記

1. 出資先
 - (1) 名称
 - (2) 住所又は居所
 - (3) 代表者名

2. 出資に係る財産の内容及び評価額（財源）

3. 出資を行おうとする時期

4. 出資を必要とする理由

5. 出資の認可の申請に係る手続きについて

6. 認定特定研究成果活用支援事業者が行う事業が適正に執行されるよう、国立大学法人等がとる措置

7. 株式等について
 - (1) 取得予定の出資先の株式会社の株式数又は特例有限会社の出資口数
 - (2) 取得予定株式の種類、各種類ごとの数及び議決権の状況
 - (3) 国立大学法人等の取得予定の株式又は持分が、出資先の発行済株式の総数

又は資本に占める割合（設立中の法人については発行予定株式数の総数又は予定される資本に占める割合）

- (4) 国立大学法人等が既に所有している出資先の株式会社の株式数又は特例有限会社の出資口数
- (5) 国立大学法人等が既に所有している出資先の株式の種類、各種類ごとの数及び現在の議決権の状況
- (6) 国立大学法人等が既に所有している出資先の株式又は持分が、出資先の発行済株式の総数又は資本に占める割合

【連絡先】

担当者名

電話番号

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

- (1) 「2. 出資に係る財産の内容及び評価額(財源)」には、現物出資の場合は、その評価額及び評価額の算定根拠を記入すること。必要であれば参考資料を添付すること。また、出資を行う財源についても記入すること。【例(寄附金、受託研究の間接経費、剰余金)】
- (2) 「4. 出資を必要とする理由」には、出資先において、前年度までの累積損益が赤字である場合は、出資先の累積損益の改善見込み及び今後の事業計画において国立大学法人等が当該出資先に出資する必要性を記載すること。
- (3) 「5. 出資の認可の申請に係る手続きについて」には、国立大学法人等の手続きの経過を記載すること。出資の相手先の関係者が手続きに関与した場合は、必ずその詳細を記入すること。
- (4) 「6. 認定特定研究成果活用支援事業者が行う事業が適正に執行されるよう、国立大学法人等がとる措置」については、第一条第三号ニに掲げる事項に係ることについて記入すること。
- (5) 「7. (2) 取得予定株式の種類、各種類ごとの数及び議決権の状況」には、取得予定株式の取得後における国立大学法人等に係る出資先の議決権の状況が明瞭になるように、取得予定の株式に劣後株等が含まれる場合は、株式の種類、各種類ごとの数及び議決権の状況を記入すること。
- (6) 「7. (5) 国立大学法人等が既に所有している出資先の株式の種類、各種類ごとの数及び現在の議決権の状況」には、既に株式を所有している場合は、所有している株式(劣後株が含まれる等)の種類、各種類ごとの数及び現在の議決権の状況を記入すること。

別表 1

成果活用促進事業等を実施する者の要件に関する事項

1. 名称
2. 所在地（注1）
3. 代表者
4. 連絡先
5. 設立年月日（予定年月日）
6. 出資金及び出資者等の構成（注2）
7. 役員の構成（注3）
8. 組織（注4）
9. 役職員数（注5）

	成果活用促進事業等に 従事する役職員数	全役職員数
常勤役職員（注6） （うち、実施する業務に関する専門的知識・能力を有する者）	名 （ 名）	名 （ 名）
非常勤役職員 （うち、実施する業務に関する専門的知識・能力を有する者）	名 （ 名）	名 （ 名）
合 計 （うち、実施する業務に関する専門的知識・能力を有する者）	名 （ 名）	名 （ 名）

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（注1） 成果活用促進事業等を実施する本拠となる場所の住所を記載する。

（注2） 一般社団法人又は一般財団法人の場合は、基金の額及び出えん者の構成を記載する。学校法人の場合は、基本金の額を記載する。

（注3） 常勤・非常勤の区別が明らかになるよう記載する（なお、ここでいう「常勤」の意味については、注6参照）。また、役員の略歴を記載した資料を添付する。

（注4） 組織図を添付する。

（注5） 「実施する業務に関する専門的知識・能力を有する者」を他の職員と

区別して記載する。また、該当する者の略歴を記載した資料を添付する。

- (注6) 「常勤」とは、成果活用促進事業等を実施する者との契約関係・身分関係の別を問わず、同事業を実施する場所を主たる勤務先とすることをいう。

別表 2

成果活用促進事業等の内容及び実施方法

1. 成果活用促進事業等の具体的内容
2. 国立大学等における学術研究の特性等への配慮の具体的内容
3. 民間事業者等への配慮の具体的内容

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別表 3

成果活用促進事業等の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1. 成果活用促進事業等の運営に伴い見込まれる収入及び費用

(単位：千円)

	年度	年度	年度	年度	年度	年度
営業収入 (A) ○○収入 (a) その他収入 (b)						
営業費用 (B) 人件費 (c) ○○経費 (d) その他経費 (e)						
経常利益 (C = A - B)						
法人税等 (D)						
税引後損益 (E = C - D)						
累積損益 (F)						

2. 成果活用促進事業等の実施に必要な資金の調達方法

(単位：千円)

	年度	年度	年度	年度	年度	年度
内部留保計 (G) 経常利益 (C)						

償却費戻入 (e') 支払税等 (D')						
財務収入計 (H) 出資金 (f) 国立大学法人から の出資金 (g) その他出資金 (h) 〇〇収入 (a' ~ b') 借入金 (i)						
財務支出計 (I) 創業費 (j) 設備投資 (e'')						
借入金返済 (i')						
財務収支 (J = H - I)						
期末現金残高 (K = G + J)						
借入金残高 (L)						

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注)

1. 少なくとも5期以上について記載する。
2. 金融機関からの融資期待がある場合で、独立行政法人中小企業基盤整備機構からの債務保証の期待がある場合は、その旨を記載する。
3. 本表は一つの例を示したものであり、適宜修正も可とする。

別記様式第二

令和〇年度における指定国立大学研究成果活用事業者の業務の実施状況報告書
 〇大〇第〇号
 年 月 日

文部科学大臣 氏名 殿

住 所
 名 称
 代表者の氏名

〇年〇月〇日付け文科〇第〇号において認可を受けた出資の相手方である指定国立大学研究成果活用事業者の指定国立大学研究成果活用事業の令和〇年度の実施状況を下記の通り報告します。

記

1. 指定国立大学研究成果活用事業の実施の状況
2. 国立大学等における学術研究の特性等への配慮の状況
3. 民間事業者等への配慮の状況
4. 指定国立大学研究成果活用事業の運営に伴う令和〇年度における収入及び費用の実績

(単位：千円)

	令和 年度実績	当初予定	差異
営業収入 (A) 〇〇収入 (a) その他収入 (b)			
営業費用 (B) 人件費 (c) 〇〇経費 (d) その他経費 (e)			

経常利益 (C = A - B)			
法人税等 (D)			
税引後損益 (E = C - D)			
累積損益 (F)			

(注) 本表の項目は一つの例を示したものである。項目については、提出されている別記様式第一別表3の項目に合わせる。

5. 指定国立大学研究成果活用事業の実施に必要な資金の令和○年度における調達実績

(単位：千円)

	令和 年度実績	当初予定	差異
内部留保計 (G) 経常利益 (C) 償却費戻入 (e') 支払税等 (D')			
財務収入計 (H) 出資金 (f) 国立大学法人からの出資金 (g) その他出資金 (h) ○○収入 (a' ~ b') 借入金 (i)			
財務支出計 (I) 創業費 (j) 設備投資 (e'')			
借入金返済 (i')			
財務収支 (J = H - I)			

期末現金残高 (K = G + J)			
借入金残高 (L)			

(注) 本表の項目は一つの例を示したものである。項目については、提出されている別記様式第一別表3の項目に合わせる。

6. 指定国立大学研究成果活用事業以外の事業を同一の主体が併せて営む場合は、その指定国立大学研究成果活用事業以外の事業の実施の状況や財務に関する状況

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

国立大学法人法の一部を改正する法律の概要

(参考1)

趣旨

国立大学法人等の管理運営の改善並びに教育研究体制の整備及び充実等を図るため、学長選考会議に学長の職務執行の状況の報告を求める権限を付与し、その名称を学長選考・監察会議とすること、監事の体制を強化すること等の措置を講ずるとともに、小樽商科大学、帯広畜産大学及び北見工業大学を設置する各国立大学法人を統合する等の措置を講ずる。

概要

1. 中期計画の記載事項の追加並びに年度計画及び年度評価の廃止

- ①中期計画の記載事項として、目標の実施状況に関する指標を追加する【第31条第2項第3号】
- ②年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価（年度評価）を廃止する【第2条第7項及び第31条の2第1項】

2. 国立大学法人等の組織体制の見直し

(1) 学長選考会議の権限の追加等

- ①学長選考会議の名称を「学長選考・監察会議」とする【第12条第2項】
- ②同会議は、(3)③の報告を受けたとき又は学長の解任要件に該当するおそれがあると認めるときは、学長に職務の執行状況について報告を求めることができることとする【第17条第4項】
- ③同会議の委員について、学長を加えることができないこととするとともに、理事は教育研究評議会において選出された場合に委員となることとすることとする【旧第12条第3項の削除等】
※大学共同利用機関法人の「機構長選考会議」についても①～③と同様の措置を講ずる【第26条等】

(2) 指定国立大学法人の理事の員数の増加

指定国立大学法人の理事は、2名まで増員できることとする【別表第一備考第3号】

(3) 監事の体制の強化

- ①複数の大学を設置する国立大学法人に置く監事の員数を、設置する大学の数に応じて増員する【第10条第1項】
- ②監事のうち少なくとも一人は常勤とする【第10条第2項等】
- ③監事は、学長に不正行為や法令違反等があると認めるときは、学長選考・監察会議又は機構長選考・監察会議に報告することとする【第11条の2等】

3. 国立大学法人等による出資の範囲の拡大

- ①指定国立大学法人のみに限定している研究成果活用事業者への出資を全ての国立大学法人等について可能とする(③に関するものを除く)
【第22条第1項第7号等】
- ②教育研究に係る施設、設備又は知的基盤の管理及び当該施設等の他の大学、研究機関その他の者の利用の促進に係る事業者への出資を可能とする
【第22条第1項第6号等】
- ③指定国立大学法人について、大学発ベンチャー（大学の研究成果を活用して商品等の開発・提供を行う事業者）への出資を可能とする

4. 国立大学法人の統廃合【別表第一】

【第34条の5第1項】

- ①国立大学法人小樽商科大学及び国立大学法人北見工業大学を国立大学法人帯広畜産大学に統合する
- ②国立大学法人奈良教育大学を国立大学法人奈良女子大学に統合する

施行期日

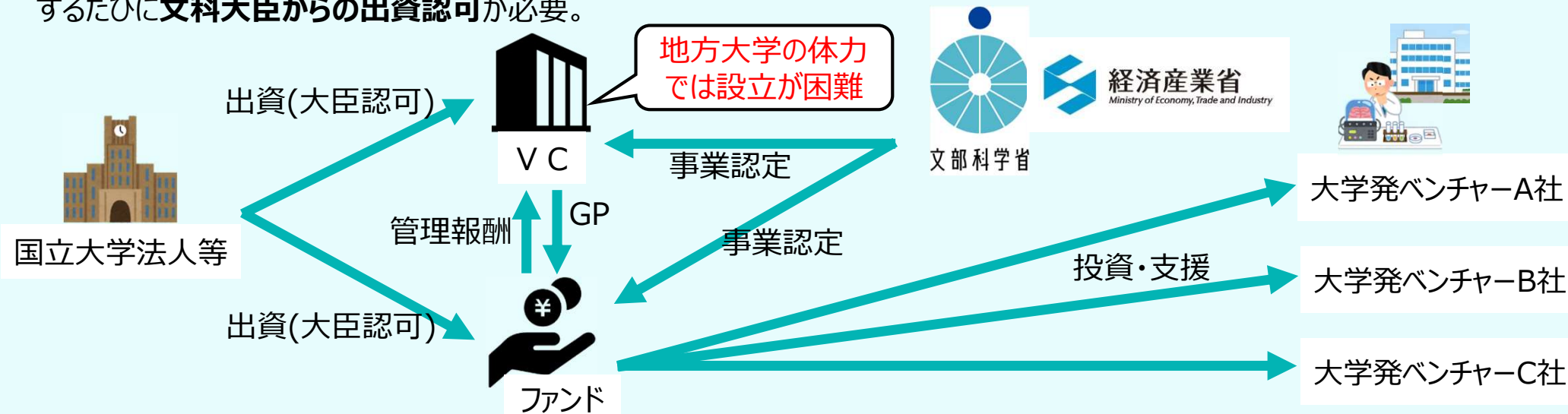
令和4年4月1日（ただし、概要中4.のうち準備行為に係る規定は公布日）【附則第1条】

国立大学法人等のファンドへの出資に係る告示等の改正について (参考2)

制度改正前から可能な出資スキーム

GP (General Partner): ファンドの運用に責任を負う無限責任組合員
 LP (Limited Partner): ファンドの出資者となる有限責任組合員

- 国立大学法人等は、文科大臣・経産大臣から認定を受けたVC・ファンドに出資が可能。また、認定を受けた後でも、出資を実施するたびに文科大臣からの出資認可が必要。



制度改正で可能となる出資スキームの一例

- これまで、民間VC等がGPを務める地域ファンドは大学発ベンチャーを支援しているが、大学からは出資を通じた社会実装支援ができなかった。



○国立大学法人等から VC 又はファンドへの出資に関する Q&A

目次

〔総論〕

国立大学法人等から VC 又はファンドへの出資にかかる法令関係の概観	2
認定 VC 又は認定ファンドへの出資の意義について	3

〔VC 及びファンドの認定に関する事項〕

認定ファンドの投資先は、自大学発ベンチャーのみに限られるのか	4
認定 VC 又は認定ファンドの無限責任組合員が備えるべき体制について	5
認定 VC 及び認定ファンドの国への報告義務について	7

〔出資に関する一般的事項〕

国立大学法人等が出資を行う際の内部手続きについて	8
国立大学法人等が出資にあたり備えるべき体制について	9
出資の財源について	11
出資の相手方が赤字の場合における出資の可否	12

〔その他の事項〕

出資によって取得した株式を長期保有することの可否	13
国立大学法人等と出資先の株式会社との関係	14
連結決算の要否	15

〔総論〕

国立大学法人等から VC 又はファンドへの出資にかかる法令関係の概観

【答】

1. 国立大学法人法第二十二条第一項第九号及び同法第二十九条第一項第九号の定めにより、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）は、その業務として、産業競争力強化法第二十一条における認定特定研究成果活用支援事業者（認定 VC 又は認定ファンド）に対して、出資並びに人的及び技術的援助を行うことができます。
2. 特定研究成果活用支援事業者が文部科学大臣及び経済産業大臣から「認定」を受けるためには、「特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針（以下「実施指針」という。）」第三号に定められた規定を満たす必要があります。
3. 従前の実施指針では、認定ファンドの無限責任組合員（GP）は認定 VC に限定されていたため、VC 及びファンドの両者が認定を受ける必要がありましたが、令和4年4月1日の改正により、認定 VC 以外が GP を務めるファンドについても認定の対象となったため、大学独自の VC を設立せず、ファンドのみが認定を受けて特定研究成果活用支援事業を実施することも可能となりました。
4. また、国立大学法人法第二十二条第二項及び同法第二十九第二項の定めにより、国立大学法人等が認定特定研究成果活用支援事業者に対して出資を行おうとする場合には、上記認定とは別途、文部科学大臣の認可が必要です。文部科学大臣の認可に際しては、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資に関する認可基準（以下「出資認可基準」という。）」に定められた規定を満たす必要があります。

【参考】

「国立大学法人法」

（業務の範囲等）

第二十二条 国立大学法人は、次の業務を行う。

（略）

九 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。

（略）

2 国立大学法人は、前項第六号から第八号までに掲げる業務及び同項第九号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

（略）

（業務の範囲等）

第二十九条 大学共同利用機関法人は、次の業務を行う。

(略)

九 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。

(略)

2 大学共同利用機関法人は、前項第六号から第八号までに掲げる業務及び同項第九号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

「産業競争力強化法」

(国立大学法人等の行う出資等業務)

第二十一条 国立大学法人等は、当該国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用を促進するため、認定特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に従って実施する特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を行う。

認定 VC 又は認定ファンドへの出資の意義について

【答】

1. 国立大学法人等から認定 VC 又は認定ファンドに出資する意義は、国立大学法人等の技術に関する研究成果の活用を促進し、国立大学法人等の研究の進展に資することにあります。
2. 国立大学法人等の経営安定性という観点から、国立大学法人等の自己収入の範囲に限って認められているものではありませんが、出資を通じて研究成果の社会実装を促進し、もってイノベーション・エコシステムの形成に資することが期待されるものです。

〔VC 及びファンドの認定に関する一般的事項〕

認定ファンドの投資先は、自大学発ベンチャーのみに限られるのか

【答】

1. 産業競争力強化法第二条第十項では、認定 VC 又は認定ファンドが実施する特定研究成果活用支援事業について、「国立大学法人等における技術に関する研究成果を、その事業活動において活用する者に対し、当該事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であって、当該国立大学法人等における研究の進展に資するもの」と定めています。
2. 認定ファンドの資金供給（投資）先は、「国立大学法人等における技術に関する研究成果を、その事業活動において活用する者」であり、これは自大学の技術に関する研究成果のみならず、他の国立大学法人等の技術に関する研究成果を活用して設立した国立大学法人等発ベンチャーも含まれます。
3. ただし、ファンド総額に占める自大学からの出資額の割合以上は、自大学発ベンチャーに資金供給されなければなりません。すなわち、他の国立大学法人等発ベンチャーに資金供給できるのは、ファンド総額に占める自大学以外の者からの出資額の割合までが上限です。【実施指針第三号(4)】

【参考】

「産業競争力強化法」

(定義)

第二条

(略)

10 この法律において「特定研究成果活用支援事業」とは、国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。第二十一条において同じ。）における技術に関する研究成果を、その事業活動において活用する者に対し、当該事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であって、当該国立大学法人等における研究の進展に資するものをいう。

「特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針」

三 特定研究成果活用支援事業の実施方法に関する事項その他特定研究成果活用支援事業に関する重要事項

(略)

(4) 特定研究成果活用支援事業において特定研究成果活用事業者に対して行われる資金供給の総額に占める関係国立大学法人等に係る特定研究成果活用事業者に対して行われる資金供給の額の割合が、当該認定特定研究成果活用支援事業全体において、関係国立大学法人等による出資及び民間事業者等からの出融資による資金供給の総額に占める当該関係国立大学法人等による出資の額の割合以上であること。

認定 VC 又は認定ファンドの無限責任組合員が備えるべき体制について

【答】

1. VC が認定を受けるための VC の体制要件は、実施指針第三号(1)に定めがあり、
ファンドが認定を受けるための当該ファンドの無限責任組合員（GP）の体制要件
は、実施指針第三号(2)に定めがあります。具体的には、
 - ①株式会社であること（VCのみ）
 - ②三分の二以上が関係国立大学法人等の役職員以外の者で構成される合議制の機関（支援・投資委員会）が設置されること
 - ③役員及び合議制の機関の構成員による職務の執行を監査する独立性及び専門性を有する機関が設置されること
 - ④役員及び合議制の機関の構成員が本事業の実施に必要な知識、能力及び実績を有する者であって、そのうち一人以上は社外取締役であること等が求められます。
2. 「③の役員及び合議制の機関の構成員による職務の執行を監査する独立性及び専門性を有する機関」とは、一般的な株式会社や VC において設置される監査役のことを指し、監査が適切に行われるのであれば人数の多寡を問うものではありません。
3. 「④の「本事業の実施に必要な知識、能力及び実績を有する者」とは、例えば VC 等で実務経験がある者、リスクキャピタルの管理について十分な知識を有する者等を想定しています。
4. なお、VC はファンド持分の自己募集や出資を受けた財産の自己運用を行う機関であるため、文部科学大臣及び経済産業大臣の認定とは別に、金融商品取引法上の規制に服することになります。例えば、一般的に VC は適格機関投資家等特例業務を実施することになるので、管轄の財務局又は財務事務所を通じて内閣総理大臣に届出を行う必要があります（金融商品取引法第六十三条第二項）。

【参考】

「産業競争力強化法」

（特定研究成果活用支援事業計画の認定）

第十九条 特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者（特定研究成果活用支援事業を実施する法人を設立しようとする者並びに特定研究成果活用支援事業を実施しようとする投資事業有限責任組合及び特定研究成果活用支援事業を実施する投資事業有限責任組合を組合契約によって成立させようとする者を含む。）は、その実施しようとする特定研究成果活用支援事業に関する計画（以下この条、次条及び第四百七条第一項第五号において「特定研究成果活用支援事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

（略）

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その特定研究成果活用支援事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 実施指針に照らし適切なものであること。
- 二 当該特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

「特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針」

三 特定研究成果活用支援事業の実施方法に関する事項その他特定研究成果活用支援事業に関する重要事項
文部科学大臣及び経済産業大臣が法第十九条第三項の規定により認定を行うに当たっては、特定研究成果活用支援事業計画が次のいずれにも該当することを要件とする。

- (1) 当該計画に基づき特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者（以下「特定研究成果活用支援事業者」という。）が法人である場合にあっては、当該法人が次のいずれにも該当するものであること。
(略)
- (2) 特定研究成果活用支援事業者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合が次のいずれにも該当するものであること。
(略)

「特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令」

(特定研究成果活用支援事業計画の認定の申請)

第二条 法第十九条第一項の規定により特定研究成果活用支援事業計画の認定を受けようとする者（次項並びに次条第一項及び第二項において「申請者」という。）は、様式第一による申請書及びその写し各一通を、主務大臣に提出しなければならない

「金融商品取引法」

(適格機関投資家等特例業務)

第六十三条

(略)

2 適格機関投資家等特例業務（前項各号に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。以下同じ。）を行う者（金融商品取引業者等を除く。）は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 商号、名称又は氏名
- 二 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額
- 三 法人であるときは、役員の氏名又は名称
- 四 政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
- 五 業務の種別（前項各号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。）
- 六 主たる営業所又は事務所の名称及び所在地
- 七 適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地
- 八 他に事業を行っているときは、その事業の種類九その他内閣府令で定める事項

認定 VC 及び認定ファンドの国への報告義務について

【答】

1. 認定 VC 及び認定ファンドは、認定を受けた事業計画の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に文部科学大臣及び経済産業大臣に報告しなければなりません。【特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令第七条】
2. この報告は、指定の様式十一に基づいて実施した特定研究成果活用支援事業の内容を記載するものであり、認定 VC であれば定款の写し、認定ファンドであれば組合契約書、その他財務諸表等の書類を添付して提出することが求められます。
3. なお、平成二十四年度一般会計補正予算（第1号）により政府から出資された資金を原資とするいわゆる「官民イノベーションプログラム」に係る4大学については、別途、内閣官房が主催する「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議」への報告が求められていますが、国立大学法人等の自己収入を原資とする場合には、このような報告は不要です。

【参考】

「特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令」

(実施状況の報告)

- 第七条 認定特定研究成果活用支援事業者は、認定特定研究成果活用支援事業計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、様式第十一により主務大臣に報告しなければならない。
- 2 前項の報告には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。
- 一 認定特定研究成果活用支援事業者が法人である場合 次に掲げる書類
 - イ 当該法人の定款の写し
 - ロ 当該法人の会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十五条第二項に定める計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書
 - ハ 当該法人が第二条第二項第一号又（1）及び（2）のいずれにも該当しないこと並びに当該法人の役員が同号ル（1）から（6）までのいずれにも該当しないことを証する書類
 - 二 認定特定研究成果活用支援事業者が投資事業有限責任組合である場合 次に掲げる書類
 - イ 当該投資事業有限責任組合の組合契約書の写し
 - ロ 当該投資事業有限責任組合の貸借対照表、損益計算書及び業務報告書並びにこれらの附属明細書（以下このロにおいて「財務諸表等」という。）及び財務諸表等に係る公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の意見書（業務報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。）
 - ハ 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員たる法人が第二条第二項第二号又（1）から（3）までのいずれにも該当しないこと及び当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員が同号ル（1）から（3）までのいずれにも該当しないことを証する書類

〔出資に関する一般的事項〕

国立大学法人等が出資を行う際の内部手続きについて

【答】

1. 国立大学法人等が認定 VC へ出資を行う際には、あらかじめ、国立大学法人法第二十五条第二項及び第二十七条に定められた役員会及び経営協議会において、審議を経ていなければなりません。【出資認可基準第一条第三号イ】
2. また、役員会及び経営協議会の意思決定においては、認定 VC の関係者（役職員や個人株主等）あるいは出資金の原資を提供する関係者（寄附者等）が主導的役割を果たさないようにするなど、利益相反への配慮が求められます。【出資認可基準第一条第三号ロ及びハ】

【参考】

「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資に関する認可基準」

第一条

(略)

三 出資を行おうとする国立大学法人等に関すること。

イ 出資に当たって、役員会の議を経る他経営協議会の審議を経ていること。その際には、役員会及び経営協議会それぞれの議事録が作成され、出資に関する議事の内容が明瞭に記載されていること。

ロ 役員会及び経営協議会等の国立大学法人等の所要の手続を経る際に、出資の相手方となる成果活用促進事業者等、承認 TLO 又は認定特定研究成果活用支援事業者の関係者が当該役員会又は経営協議会等の意思決定において主導的役割を果たさないようにする等の配慮がなされていること。

ハ 国立大学法人等が他の個人や企業等から寄附を受けて出資を行おうとする場合には、国立大学法人等の所要の手続を経る際に、寄附を行う個人や企業等の関係者が当該役員会又は経営協議会等の意思決定において主導的役割を果たさないようにする等の配慮がなされていること。

国立大学法人等が出資にあたり備えるべき体制について

【答】

1. 国立大学法人等が認定 VC 又は認定ファンドに対して出資を行おうとする場合には、①資金運用管理規程の整備及び②資金運用管理委員会の設置が求められます。

【出資認可基準第一条第三号二】

2. ここで、上記の①資金運用管理規程及び②資金運用管理委員会は、国立大学法人等が業務上の余裕金の運用を行う場合に備えるべき規程及び委員会と兼ねるものであっても構いませんが、リスクキャピタルの管理という観点から改めて体制を整備することが求められます。

3. なお、出資先のファンドが他の投資家から信頼を得るためにも、国立大学法人等は、有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者であると対外的に示すことも考えられます。例えば、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条に基づき、適格機関投資家として金融庁長官に届出を行うこと等が考えられます。

【参考】

「国立大学法人法」

(余裕金の運用の認定)

第三十四条の三 国立大学法人等は、文部科学省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、文部科学大臣の認定を受けることができる。

- 一 次項に規定する運用を安全かつ効率的に行うに必要な業務の実施の方法を定めているものであること。
- 二 次項に規定する運用を安全かつ効率的に行うに足りる知識及び経験を有するものであること。

2 前項の認定を受けた国立大学法人等は、準用通則法第四十七条の規定にかかわらず、次の方法により、業務上の余裕金（当該国立大学法人等が受けた寄附金を原資とする部分であることその他の文部科学省令で定める要件に該当するものに限る。）の運用を行うことができる。

- 一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に規定する有価証券であって政令で定めるもの（株式を除く。）の売買
- 二 預金又は貯金（文部科学大臣が適当と認めて指定したものに限る。）
- 三 信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）又は信託業務を営む金融機関への金銭信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。
 - イ 前二号に掲げる方法
 - ロ 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）との投資一任契約（同条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。）であつて政令で定めるものの締結

「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資に関する認可基準」

第一条

(略)

- 三 出資を行おうとする国立大学法人等に関すること。
 - 二 国立大学法人等が認定特定研究成果活用支援事業者に対する出資を行うに当たっては、国立大学法人等において出資事業に関係する部局の間で適切な役割分担がなされた上で、次に掲げる全学的な体制が構築されていること（当該国立大学法人等が指定国立大学法人である場合を除く。）。

- (1) 次に掲げる事項を記載した資金運用管理規程を定めていること。
 - (i) 資金運用管理にあたっての基本方針
 - (イ) 運用の目的
 - (ロ) 運用の目標
 - (ハ) 運用の範囲
 - (ニ) 運用の方法
 - (ii) 委託運用
 - (イ) 受託者責任
 - (ロ) ガイドラインの提示と遵守
 - (ハ) 運用の対象
 - (ニ) 運用状況の報告
 - (iii) 運用管理体制等
 - (イ) 運用の評価
 - (ロ) 資金運用管理委員会
 - (ハ) 資金の運用
 - (ニ) 運用報告
 - (ホ) 見直し
- (2) 次に掲げる事項を満たした資金運用管理委員会を設置していること。
 - (i) 五人以上の委員からなり、うち一人以上は業務として二年以上の資金運用の実務経験者とする。こと。
 - (ii) 委員のうち、二人以上は、学外委員とすること。また、学外委員のうち一人以上は、当該国立大学法人等の同窓会の会員又は当該国立大学法人等に対して寄附を行った者とする。こと。
 - (iii) 四半期に一度以上開催する。こと。
- (3) 資金運用を担当する役員及び複数名の職員が配置される見込みである。こと。また、資金運用を担当する役員及び職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な規則を定める。こと。
- (4) 半期に一度、資金運用管理委員会の実施状況、運用実績等について国立大学法人等において判断する適切な方法により公開する。こと。
- (5) 会計監査人及び監事の監査を受ける。こと。

出資の財源について

【答】

1. 国立大学法人等は、出資の財源として、運営費交付金相当額を充てることはできません。【出資認可基準第一条第二号イ(1)】
2. また、出資額が、当該国立大学法人等の自己収入総額から運営費交付金の算定の対象となる自己収入相当額を控除し、法第三十五条の規定により読み替えて準用される独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十四条第二項の繰越欠損金があるときはその金額を減じた額、同条第三項の剰余金があるときはその金額を加えた額の範囲内であることが必要です。【出資認可基準第一条第二号イ(2)】
3. 国立大学法人等において運営費交付金の算定の対象とならない自己収入としては、様々なものが想定されますが、出資財源に充ててよいか否かの判断は、当該自己収入の提供元の意図や提供の趣旨等を踏まえ、学内で検討・整理されるべきものです。

【参考】

「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資に関する認可基準」

第一条

(略)

二 出資の財源に関すること。

イ 出資の財源及び出資額について、次に掲げる事項を満たしていること。

- (1) 出資の財源として運営費交付金相当額を充てていないこと。
- (2) 出資額が、当該国立大学法人等の自己収入総額から運営費交付金の算定の対象となる自己収入相当額を控除し、法第三十五条の規定により読み替えて準用される独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十四条第二項の繰越欠損金があるときはその金額を減じた額、同条第三項の剰余金があるときはその金額を加えた額の範囲内であること。ただし、政府出資金を財源とする出資を行う場合においては、この範囲を超える額とすることを妨げるものではない。

出資の相手方が赤字の場合における出資の可否

【答】

1. 出資認可基準第一条第一号ホの定めにより、出資の相手方は、出資を行おうとする年度の前年度までの出資の相手方の累積損益が黒字であるか、又は赤字である場合には次のいずれかに該当することが必要です。

(1) 3年間程度のうちに損益の状況が相当程度改善することが見込まれること。

(2) 特定研究成果活用支援事業の充実・拡大が具体的に見込まれること。

(3) 出資が赤字補填の目的ではなく、かつ、(1)又は(2)に準ずる特段の事由があること。

2. ここで、認定 VC 又は認定ファンドが実施する特定研究成果活用支援事業は、未上場のベンチャー企業の株を長期保有し、将来的にその企業が株式上場又は買収された際に株式を売却して、企業成長による値上がり益の獲得を目指すものであるため、累積損益はファンド清算時まで赤字となる可能性があります。

3. そうした特定研究成果活用支援事業の特殊性を踏まえ、例えば、追加出資することで民間出融資の増加が期待できる等の理由があれば上記(2)に該当し、ファンド清算時に黒字化するような事業計画を立てられるのであれば上記(3)の特段の事由に該当し、出資認可を受けることが可能です。

【参考】

「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資に関する認可基準」

第一条

(略)

一 出資の相手方に関すること。

(略)

ホ 出資の相手方が、出資を行おうとする年度の前年度までの出資の相手方の累積損益が黒字であるか、又は赤字である場合には次のいずれかに該当すること。

(1) 三年間程度のうちに損益の状況が相当程度改善することが見込まれること。

(2) 特定大学技術移転事業又は特定研究成果活用支援事業の充実・拡大が具体的に見込まれること。

(3) 出資が赤字補填の目的ではなく、かつ、(1)又は(2)に準ずる特段の事由があること。

〔その他の事項〕

出資によって取得した株式を長期保有することの可否

【答】

1. 出資の対価として受け取った株式については、保有期間の制限はありません。
出資先企業の株式を寄附で受け取った場合についても同様です。
2. なお、平成29年8月1日付け通知「国立大学法人及び大学共同利用機関法人が株式及び新株予約権を取得する場合の取扱いについて」や平成31年1月27日付け「研究開発法人及び国立大学法人等による成果活用事業者に対する支援に伴う株式又は新株予約権の取得及び保有に係るガイドライン」は、出資先企業の株式には適用されません。

【参考】

「平成29年8月1日高等教育局 国立大学法人及び大学共同利用機関法人が株式及び新株予約権を取得する場合の取扱いについて（通知）」

（略）

3. 株式取得後の留意点

1. (1)の寄附及び1.(2)の「収益を伴う事業」の対価として株式を取得した場合並びに2.の新株予約権の権利行使により株式を取得した場合、その取得後において以下の点に留意する必要があること。

(1) 株式保有上の留意点

① 株式の取得後、特段の事情なく保有し続けることは、余裕金の運用が制限されている法の趣旨にかんがみ適切でないことから、換金可能な状態になり次第速やかに売却することが求められること。

② ①における「特段の事情」としては、例として次に掲げる事情があげられ、この場合には必要な期間保有し続けることができるものであること。ただし、国立大学法人等の業務が、法第22条第1項各号及び第29条第1項各号に規定する業務の範囲に限定され、公益性があるものであることにかんがみ、当該株式の保有により得た配当金等を原資として実施する行為も、当然に、当該国立大学法人等の業務の遂行の範囲内である必要があること。また、一定の期間の保有により、当該株式の価額が結果として下落する可能性があることも十分留意した上で国立大学法人等においてその保有を判断すること。

ア 寄附により取得した株式について、その配当金等を原資として寄附目的の遂行に充てることを想定したものであるなど、国立大学法人等が一定の期間において株式を保有することが寄附目的である場合（※2）

イ 「収益を伴う事業」の対価として取得した株式について、換金可能な状態になった時点では、当該株式の価額が当該「収益を伴う事業」の対価に見合わないと国立大学法人等が判断した場合

ウ 取得した大学発ベンチャー企業等の株式が上場された際、一斉かつ大量に売却することで当該株式の急激な価値の下落を招く恐れがある場合

国立大学法人等と出資先の株式会社との関係

【答】

1. 国立大学法人等が認定 VC へ出資する際、その対象法人は株式会社であるため、国立大学法人等は認定 VC の株主となります。このとき、国立大学法人等の自己収入を出資の原資としている場合には、持株比率（議決権比率）に特段定めはありません。
2. 出資者の権利として、株主は議決権を有し、例えば持株比率が 50% を超えると認定 VC は大学の特定関連会社（民間企業における子会社）となり、大学が認定 VC の経営等をコントロールできるようになります。また、国立大学法人等は当該特定関連会社を連結対象として連結決算を行うことになります。

連結決算の要否

【答】

1. 国立大学法人会計基準上、連結決算を行わなければならない関係法人には、「特定関連会社」、「関連会社」、「関連公益法人等」の3種類があります。
2. これらは、関係法人に対する支配関係の強さ等から判定され、議決権の過半数を保有しているか50%以下でも一定の条件にあれば「特定関連会社」、議決権の20%以上を保有しているか20%未満でも一定の条件にあれば「関連会社」となります。
3. 特定関連会社及び関連会社については、原則として連結の範囲又は持分法の適用範囲に含め、連結財務諸表を作成することになります。

(参考) 国立大学法人の連結財務諸表について

連結財務諸表は、2つ以上の事業体からなるグループを単一の組織体と見なして、財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を総合的に報告することを目的とした財務諸表であり、国立大学法人等における連結財務諸表は、公的な資金が供給されているという点で、国立大学法人等と関係法人とを一つの集団とみなして、公的な主体としての説明責任を果たす観点から作成します。